

高梁市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
高 梁 市

はじめに



全国的にも人口減少や少子高齢化が進むなか、国は、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」等を制定しており、その後、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせております。

本市においても、平成22年3月に「たかはし子ども未来ゆめプランⅡ」を策定して、すべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進して参りました。その後、国の「子ども・子育て支援新制度」のスタートに伴い、本市では新たな計画として、平成27年度から平成31年度までの5年間、第1期目となります「高梁市子ども・子育て支援事業計画」策定し、事業推進してきたところです。

今回は、第1期に策定いたしました本事業計画の精査及び評価を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期 子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画により、本市の未来を担うすべての子どもたちが質の高い教育保育を受け、健やかに成長し、また「安心して子育てができるまち」の実現に向け、取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「高梁市子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査にご協力をいただきました市民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

高梁市長 近藤 隆則

【目 次】

第Ⅰ部 序論	1
1. 計画策定の趣旨	2
（1）子育てを取り巻く背景	2
（2）計画策定の趣旨	3
（3）法的根拠	3
2. 計画の概要	3
（1）計画の期間	3
（2）計画の対象	3
（3）策定体制	3
3. 高梁市の子ども・子育てを取り巻く状況	4
（1）人口・世帯等の動向	4
（2）教育保育施設の状況	7
（3）地域子ども・子育て支援事業の状況	9
（4）ニーズ調査結果の概要	17
4. 高梁市子ども・子育て支援に関する事業の実績	29
5. 高梁市の子ども・子育て支援の課題	37
第Ⅱ部 高梁市子ども・子育て支援の基本的考え方	41
1. 基本理念	42
2. 基本的視点	43
3. 基本目標	44
4. 家庭・地域・事業者・行政の役割	48
第Ⅲ部 事業計画	49
1. 教育保育提供区域の設定	50
2. 教育保育の提供体制の確保	51
（1）教育保育施設の充実（需要量および確保の方策）	51
（2）教育保育施設の一体的提供の推進	55
（3）教育保育の質の向上	55
（4）産休及び育休後の教育保育施設の円滑な利用の確保	55

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実	56
(1)地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....	56
(2)地域子ども・子育て支援事業の質の向上.....	68
4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	70
(1)児童虐待防止対策の充実.....	70
(2)ひとり親家庭の自立支援の推進.....	71
(3)障害児施策の充実.....	71
5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	72
(1)ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進.....	72
(2)事業主の取組の促進.....	72
6. 子ども・若者の成長を応援する取組の推進	72
(1)子ども・若者が生きていく力を身につけるための取組.....	72
(2)困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組.....	72
(3)地域における多様な担い手の育成.....	72
7. 計画の推進体制	73
(1)関係機関等との連携.....	73
(2)計画の達成状況の点検・評価.....	73
資料編	75
1. 高梁市子ども・子育て会議条例.....	76
2. 高梁市子ども・子育て会議委員名簿.....	78
3. 子育て支援相談窓口.....	79

第 I 部

序 論

1. 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

わが国では、今なお進む少子・高齢化により、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題が深刻さを増し、社会・経済へも影響をおよぼしています。

そのような状況の中、核家族化や地域の繋がりの希薄化の進行、共働きの増加等によって、「子育て」を取り巻く環境が大きく変化しています。子育て家庭の子育てに対する負担や不安、そして孤立感が高まっており、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、少子化に歯止めをかけるべく、次代の社会を担う子供を健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月からスタートさせ、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進しています。

また、その後、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の実施や、子どもの貧困対策の推進、そして令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」の実施など、総合的な少子化対策を講じています。

このような状況を踏まえ、本市の子どもとその保護者が安心して幸せに住み続けられるよう、子育て支援の各地域の協力のもと、計画的に推進することが求められています。

「第2期高梁市子ども・子育て支援事業計画」は、近年の子どもを取り巻く現状や前回策定した「子ども・子育て支援事業計画」の実績等を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくこと、また、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

【子ども・子育て関連3法】

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法



(2) 計画策定の趣旨

本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する」と位置づけます。

(3) 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、前計画である「次世代育成支援後期行動計画」の内容を引き継ぎ、本市の子ども・子育てに関する「基本計画」となっています。

策定にあたっては、子ども・子育て会議の意見を聴き、市で策定した以下の関係する各分野の計画と連携・整合を図るとともに、「子ども・若者育成支援推進法」に関する施策の方針等も盛り込んでいます。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携及び整合性を図り、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

【関連計画】

- 高梁市総合計画
- 高梁市次世代育成支援後期行動計画
- 高梁市障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 高梁市高齢者保健福祉計画 等々

2 計画の概要

(1) 計画の期間

令和2年度から6年度までの5か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「高梁市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「高梁市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育園等の施設の定員設定のあり方等）を審議いただきました。

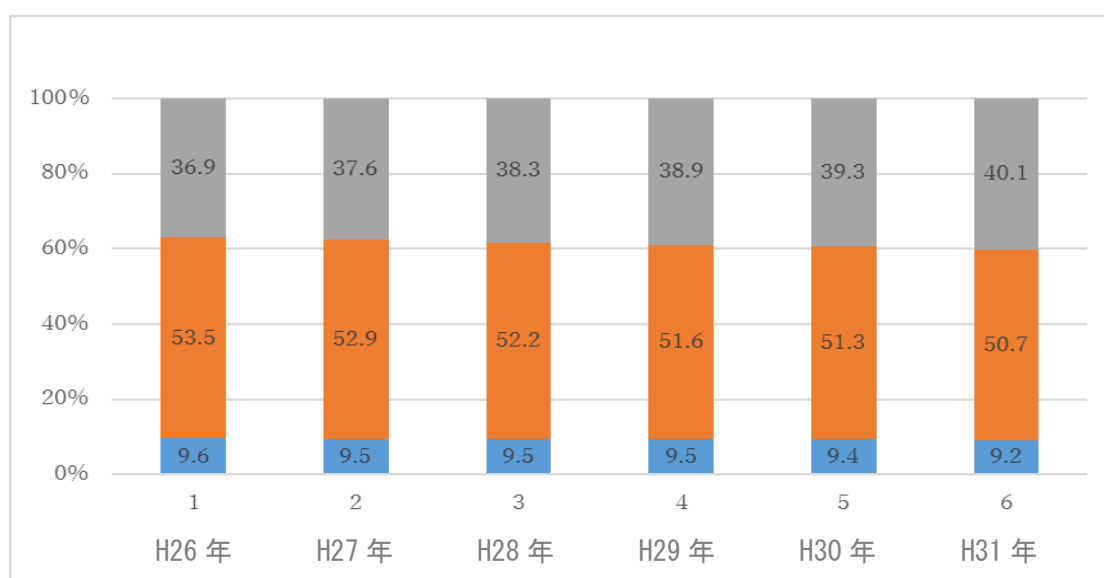
3. 高梁市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

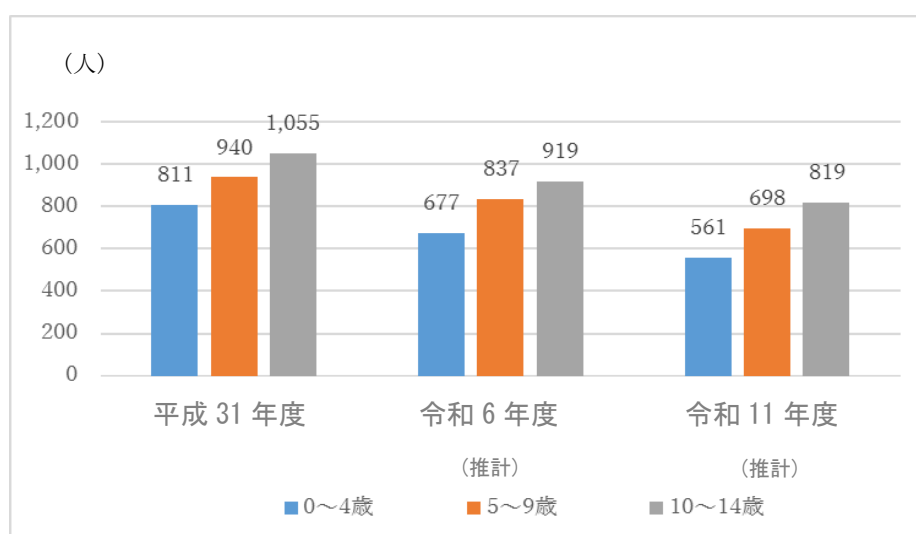
①総人口・世帯数の推移

- 全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。
年少人口比率（0-14歳）は平成26年の9.6%から平成31年の9.2%に減少しているのに対し、高齢者人口比率（65歳以上）は平成26年の36.9%から平成31年の40.1%まで増加しています。
- 本市で推計した5歳階級ごとの年少人口の令和11年までの推移をみると、いずれの階級も減少しており、今後も少子化は続くものと予想されます。現在、慢性的な待機児童はいないものの、時間外保育や休日保育など保護者の就業形態の多様化など保育ニーズの質の向上に対応したきめ細かなサービスへの取り組みが求められています。

■総人口・年齢区分別人口の推移■



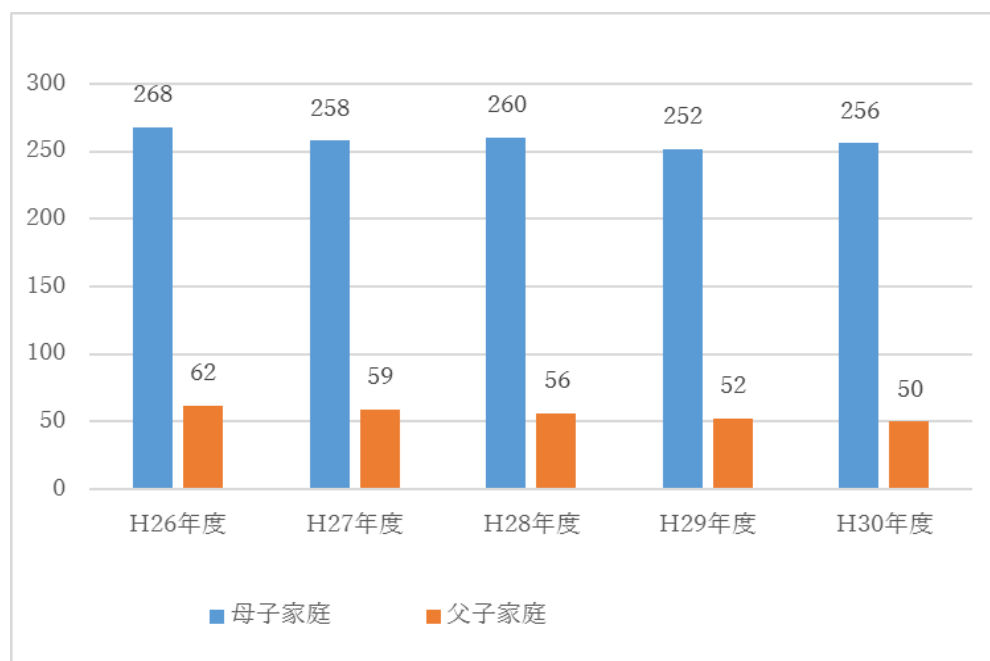
■年少人口の推移■



②子育て世帯の推移

- ひとり親家庭の世帯は、母子家庭は概ね横ばい、父子家庭は若干減少傾向となっており、今後も相談援助や保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

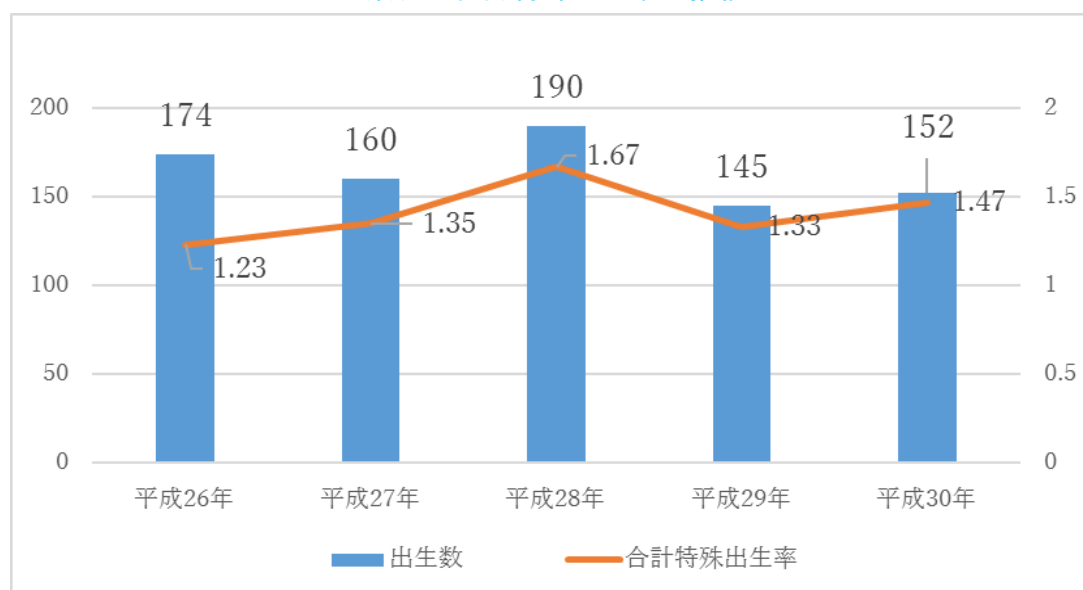
■ひとり親世帯の推移■



③出生の動向

- 出生数は平成28年度増加していますが、この5年間は増減の繰り返して推移しています。

■出生数及び合計特殊出生率の推移■

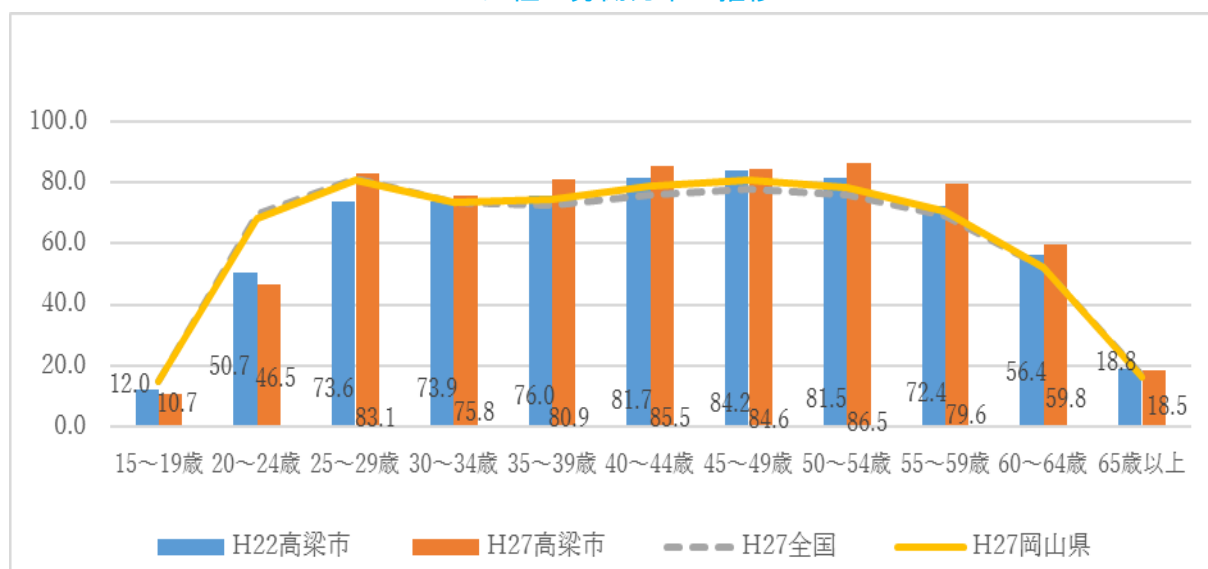


※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別の出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数。

④女性の就労の状況

- 女性の年齢別労働力率は、平成22年の調査から20代前半と60代前半の労働力率が増加しています。また、子育て世代の中心となる20代後半から30代はいずれも、全国平均を上回っており、今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場のより一層の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。

■女性の労働力率の推移■



(2) 教育保育施設の状況

① 保育園の設置状況

本市には公立の認可保育園2施設と私立の認可保育園2施設があります。令和元年度は、定員325人に対し、入所児童数は352人で入所率は108.3%となっています。

■ 高梁市における保育園の設置状況等 ■

各年度 10月1日現在

区分	保育園数 (カ所)	定員数 (人)	入所児童数(人)							入所率 (%)
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
平成27年度	6	460	31	65	97	83	93	113	482	104.8
平成28年度	6	460	36	73	79	111	86	96	481	104.6
平成29年度	6	460	41	78	87	89	111	83	489	106.3
平成30年度	6	460	37	82	89	89	89	108	494	107.4
令和元年度	4	325	22	58	66	73	69	64	352	108.3

注：区域外保育園への入所児童数は含まれていない

■ 開所時間 ■

公 立	高梁保育園 7:00~18:00(延長 19:00) 備中保育園 7:30~18:30(延長 19:00)	私 立	高梁中央保育園 落合保育園 7:30~18:30 7:00~7:30(延長 30分) 18:30~19:00(延長 30分)
-----	--	-----	--



■特別保育サービス■

区 分	概 要	実施状況
支援保育 (障害児保育)	支援が必要な子どもに対し、保護者を含む関係機関が連携し発達や特性に配慮しながら行う保育。	市内全園で実施
延長保育	保護者の就労形態の多様化と通勤時間の増加に伴い、通常の開園時間の後に、時間を延長して行う保育。	30分延長保育 (18時30分～19時) 備中保育園 1時間延長保育 (18時～19時) 高梁保育園 (7:00～7:30(延長30分)) (18:30～19:00(延長30分)) 高梁中央保育園 落合保育園
土曜保育	土曜日に保護者の勤務等により、保育に欠ける乳幼児に対して行う保育	市内全園で実施

②幼稚園

本市には現在、公立幼稚園が10園あり、私立幼稚園はありません。令和元年度の入園児童数134人となっています。

■児童数の状況■

【公立】

各年度5月1日現在(カ所、人、%)

区分	幼稚園 数 (カ所)	定員数 (人)	入園児童数(人)				入園率 (%)
			3歳児	4歳児	5歳児	合計	
平成27年度	11	1,140	53	52	62	167	14.6
平成28年度	11	1,140	50	57	55	162	14.2
平成29年度	11	1,140	42	58	59	159	13.9
平成30年度	10	1,060	48	46	61	155	14.6
令和元年度	10	1,060	39	48	47	134	12.6

※平成30年度より松原幼稚園が休園

■幼稚園のサービス■

区 分	概 要	実施状況
預かり保育	社会構造の変化や女性進出の増大などによる保育ニーズの多様化に対応するため、通常の教育時間外に預かり保育を実施する。	市立幼稚園全園で実施

③こども園の設置状況

平成 27 年度に 2 施設、平成 31 年度に 1 施設の幼保連携型認定こども園が開園となりました。令和元年度の定員は 340 人に対し、入所児童数は 242 人で入園率は 71.2%となっています。

■高梁市におけるこども園の設置状況等■

各年度 10 月 1 日現在

区分	こども園数 (か所)	定員数 (人)	入園児童数（人）							入園率 (%)
			0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計	
平成 27 年度	2	220	11	16	18	25	32	30	132	60.0
平成 28 年度	2	220	6	15	21	27	25	25	119	54.1
平成 29 年度	2	220	12	10	20	27	26	23	118	53.6
平成 30 年度	2	220	6	25	14	28	29	28	130	59.1
令和元年度	3	340	15	24	50	48	53	52	242	71.2

■開所時間■

公 立	有漢こども園、川上こども園 7：30～18：30(延長 19：00) 成羽こども園 7：00～18：00 (延長 19：00)
-----	--

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

国は、子ども・子育て支援新制度で子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、13 事業を示していますが、高梁市では現在、以下の 11 事業を実施しています。

- 1.利用者支援事業
- 2.地域子育て支援拠点事業
- 3.妊婦健康診査
- 4.乳児家庭全戸訪問事業
- 5.養育支援訪問事業、 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 6.ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- 7.一時預かり事業（幼稚園型）
- 8.一時預かり事業（一般型）【新規】
- 9.延長保育事業
- 10.病児・病後児保育事業
- 11.放課後児童健全育成事業（学童保育）

このうち、平成 31 年度から 8 の『一般型』が新規で事業実施しています。また、それぞれの事業の取組状況は次のとおりです。

①利用者支援事業

事業内容

子ども及びその保護者等が教育保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

【実績】

活動項目	内 容
育児相談	ママサポ保健師活動内容 ・子育て支援センターでの育児相談 週1日 ・妊娠中からの電話相談

②地域子育て支援拠点事業

事業内容

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児と保護者が相互に交流できる場を開設して、育児相談や情報の提供、助言等を行うもので、専任の職員4名の体制で、月曜から金曜日の10時から16時まで開所しています。

高梁市の取組

子育て支援センターにおいて、親子が集まって過ごす「ゆう・ゆうひろば」、育児相談、情報提供、季節の行事、吉備国際大学他講師による講話や育児指導などを実施しています。

【実績】

活動項目	内 容
育児相談	センター利用随時 相談員による家庭相談日 月2回
育児講座、支援センター行事	ゆう・ゆうタイム（支援センター行事） 毎週金曜 サテライト広場（出張サロン） 月1～2回
支援活動	ファミリー・サポート・センター事業の調整
機関紙の発行	月1回（行事案内、活動情報）

③妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査を行い、14回分の妊婦健康診査の費用を公費負担します。

高梁市の取組

妊婦の健康保持・増進のため、14回分の一般健診査受診券を配布し、妊婦一般健康診査にかかる費用を助成しています。

【実績】

年 度	28 年度	29 年度	30 年度
対象数（妊娠届）	164 人	161 人	158 人
総利用枚数	1,816 枚	1,713 枚	1,753 枚
平均利用枚数	11.1 枚	10.6 枚	11.1 枚



④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業内容

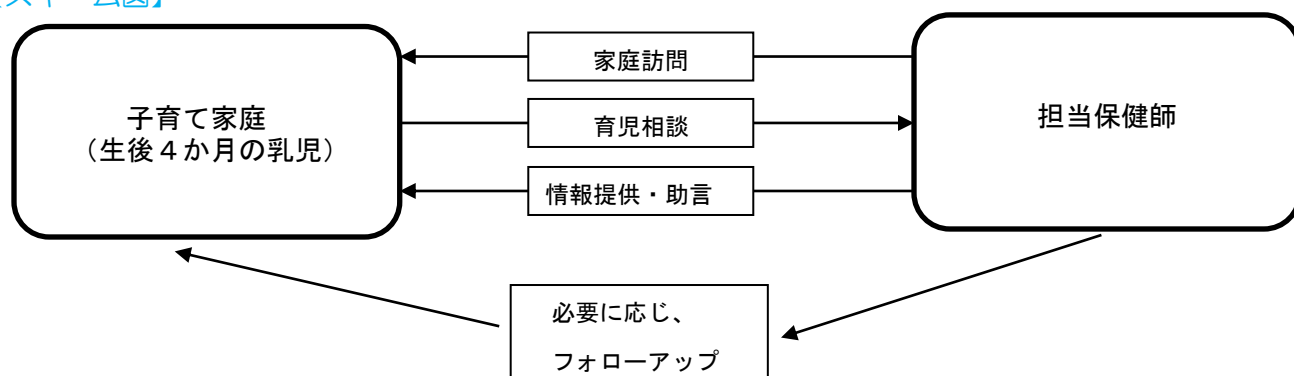
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育ての様々な相談に応じ、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。

高梁市の取組

すべての赤ちゃんの家庭を担当保健師が訪問し、①母子の身体、育児状況の確認、②保護者の育児不安や悩みに対応、③母子保健サービス（健康診査・予防接種）の情報提供、④地域の医療機関・専門機関の紹介を行っています。訪問時不在、訪問拒否などの場合も、継続的に連絡を取るようにしています。

また、必要に応じて、育児の孤立化や虐待など養育支援が必要な場合は、継続支援しています。

【スキーム図】



【実績】

年 度	28 年度	29 年度	30 年度
対象家庭数	155 戸	124 戸	123 戸
実 施 数	150 戸	120 戸	122 戸
実 施 率	96.8%	96.8%	99.2%

⑤養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業

事業内容

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育力を向上させるために育児・家事援助と専門的な相談、指導・助言等を行います。

高梁市の取組

（養育支援訪問）

平成 21 年 4 月よりこの事業は児童福祉法に位置づけられており、「こんにちは赤ちゃん事業」などと連携し、支援が必要でありながら支援を求めていることが困難な家庭を保健師等が訪問し、母子保健分野だけでは対応できない事例も関係機関と連携して必要な支援を行っています。

（要保護児童対策地域協議会）

児童福祉法に基づき、「高梁市子どもを守る地域ネットワーク」を設置し、関係機関が連携して虐待予防や要保護児童等への適切な支援を図っています。ケース会議、実務者会議、代表者会議を開催するほか、虐待防止の啓発活動等を行っています。

【実績】

		28 年度	29 年度	30 年度
養育支援訪問	訪問家庭数	30 戸	20 戸	23 戸
	延べ訪問回数	30 回	20 回	23 回
要保護児童対策	登録児童数	71 人	78 人	82 人
	ケース会議	33 回	30 回	25 回
	実務者会議	4 回	4 回	3 回
	代表者会議	1 回	1 回	1 回

⑥ファミリー・サポート・センター事業

事業内容

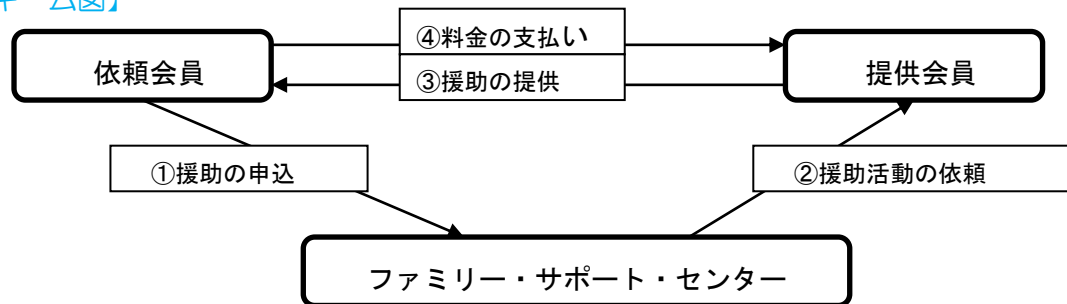
一時的に子どもを預かるなど育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、援助したい人（提供会員）が会員登録して、有償で援助活動を行う事業。ファミリー・サポート・センターが両者の連絡、調整を行います。

周知・広報の工夫や両方会員の推奨、地域子育て拠点事業やボランティア組織等との連携とともに、研修等による提供会員の質の担保（事故等の防止）が必要です。

高梁市の取組

子育ての援助を依頼したい方と援助を提供したい方との間の援助活動のため、アドバイザーや提供会員の確保などのサポート体制を強化するとともに、チラシの配布などで制度周知に努め、会員数の増加を図っています。

【スキーム図】



【実績】

	提供会員	依頼会員	両方会員	会員合計	活動件数
28 年度	29 人	42 人	7 人	78 人	80 件
29 年度	24 人	34 人	7 人	65 人	103 件
30 年度	26 人	36 人	9 人	71 人	179 件

⑦一時預かり事業（幼稚園型）

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、昼間、保育園やその他の場所で一時的に預かり、保育を行います。また、令和元年度に、民間での一時預かり事業を実施しています。

高梁市の取組

幼稚園児等を対象とした預かり保育は、公立幼稚園10園及び公立こども園2園で実施しています。

【実績】

利用実人数	28 年度	29 年度	30 年度
高梁幼稚園	12 人	13 人	14 人
高梁南幼稚園	27 人	25 人	25 人
津川幼稚園	1 人	3 人	3 人
川面幼稚園	9 人	9 人	12 人
巨瀬幼稚園	1 人	2 人	4 人
中井幼稚園	5 人	1 人	1 人
玉川幼稚園	1 人	3 人	2 人
宇治幼稚園	1 人	1 人	1 人
松原幼稚園	2 人	1 人	0 人
落合幼稚園	8 人	10 人	10 人
福地幼稚園	3 人	5 人	5 人
有漢こども園	11 人	13 人	10 人
川上こども園	6 人	3 人	2 人
計	87 人	89 人	89 人

⑧一時預かり事業（一般型）【新規】

日常生活で突発的な事情等により一時的に家庭での保育が困難になった場合、お子さんを一時的にお預かりするもので、平成 31 年度（令和元年度）からの新規事業です。

⑨延長保育事業

事業内容

保育園で、通常の開所時間 11 時間を越える時間において、保護者の就労形態等の事情で保育できない子どもの延長保育を行います。

高梁市の取組

保護者の就労形態の多様化と通勤時間の増加に伴い、通常の開園時間の後に、時間を延長して保育を実施しています。

●30 分延長保育（18 時 30 分～19 時）

成美保育園、備中保育園、有漢こども園、川上こども園

●1 時間延長保育

高梁保育園、鶴鳴保育園（18 時～19 時）

高梁中央保育園、落合保育園（7 時～7 時 30 分、18 時 30 分～19 時）

【実績】

利用実人数	28 年度	29 年度	30 年度
高梁保育園	41 人	46 人	41 人
鶴鳴保育園	30 人	26 人	23 人
成美保育園	4 人	5 人	5 人
備中保育園	11 人	7 人	9 人
高梁中央保育園	30 人	21 人	21 人
落合保育園	18 人	24 人	24 人
有漢こども園	6 人	10 人	9 人
川上こども園	10 人	8 人	11 人
計	150 人	147 人	143 人

※鶴鳴保育園及び成美保育園は、平成 30 年度末で廃園

⑩病児・病後児保育事業

事業内容

発熱等の急な病気や病気の回復期などで、集団保育が困難な児童を、一時的に医療機関に併設した専用スペース等において保育します。

高梁市の取組

平成 29 年 3 月に成羽町下原地内に『たかはしし病後児保育室』を設置しました。

【実績】

たかはしし病後児保育室	28 年度	29 年度	30 年度
登録者数（人）	0 人	7 人	9 人
利用日数（日）	0 日	6 日	2 日

⑪放課後児童健全育成事業（学童保育）

事業内容

労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童に、授業の終了後に学校等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

高梁市の取組

市内の小学校数は 15 校であり、そのうち 14 か所で学童保育を実施しています。令和元年度から、民間へ 1 か所委託しており、現在は市内 15 か所で実施しています。

また、学童保育コーディネート事業を実施し、学習や体験活動を取り入れています。

【実績】

利用実人数	28 年度	29 年度	30 年度
高梁学童保育	106 人	72 人	80 人
津川学童保育	20 人	17 人	16 人
川面学童保育	27 人	24 人	26 人
巨瀬学童保育	24 人	8 人	12 人
中井学童保育	6 人	5 人	7 人
玉川学童保育	12 人	6 人	10 人
宇治学童保育	4 人	4 人	1 人
松原学童保育	19 人	18 人	17 人
落合学童保育	66 人	44 人	49 人
有漢学童保育	26 人	19 人	22 人
成羽学童保育	62 人	35 人	37 人
川上学童保育	30 人	31 人	37 人
富家学童保育	7 人	7 人	5 人
福地学童保育	8 人	6 人	7 人
合計	417 人	296 人	326 人
実施箇所数	14 箇所	14 箇所	14 箇所

※高梁東学童保育は平成 27 年度末で閉館

(4) ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする『高梁市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向け、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「高梁市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。今回は、第 2 期目の『高梁市子ども・子育て支援事業計画』の策定に伴い、次のとおりニーズ調査を実施しました。

■調査実施方法

区 分	就学前児童調査	小学生児童調査
1.調査対象者と抽出方法	高梁市に居住する 0 歳から 5 歳までの小学校入学前児童、未就園児及び広域入所園児	高梁市に居住する小学 1 年生～6 年生
2.調査方法	・小学校、幼稚園、保育園、こども園からの配布及び回収 ・未就園児は高梁市子育て支援センターでの配布及び回収 ・広域入所園児は、郵送後、回収	
3.調査基準日	令和元年 9 月 1 日	
4.調査対象児の抽出基準日	令和元年 7 月 1 日	
5.調査期間	令和元年 9 月 2 日～9 月 13 日	
6.回収状況	配布数 750 回収数 459 回収率 61.2%	配布数 1,135 回収数 820 回収率 72.2%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中表示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数点第二位を四捨五入して、小数点第一位までの表示としていたため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

②調査結果

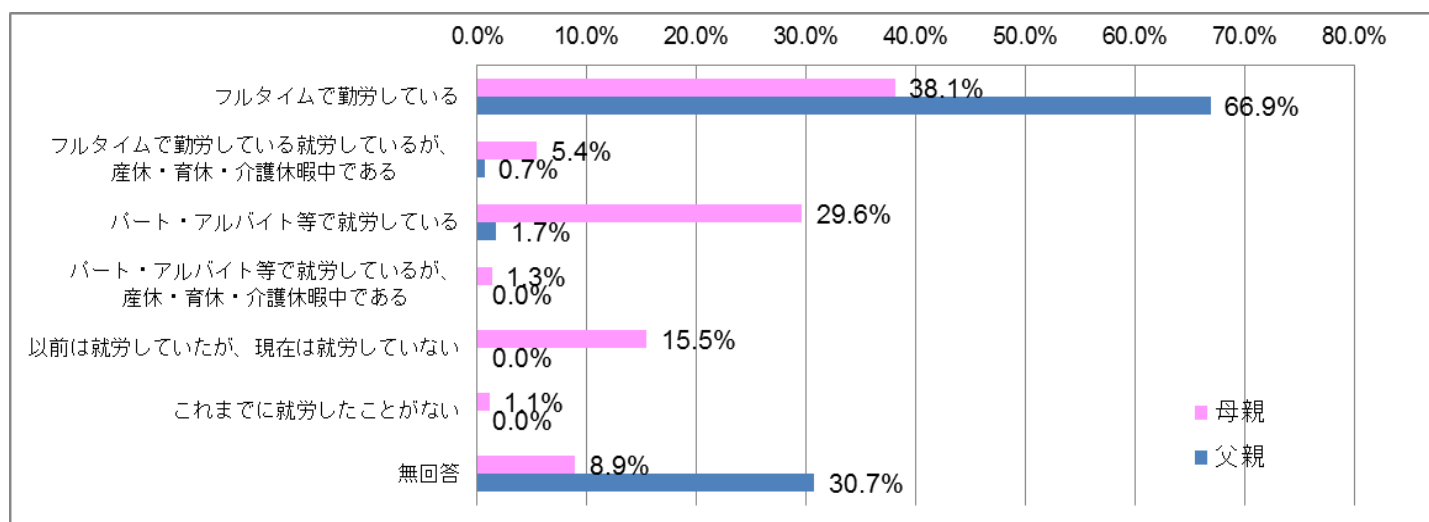
就学前児童

就学前児童調査結果の概要は次のとおりです。

■母親・父親の就労状況

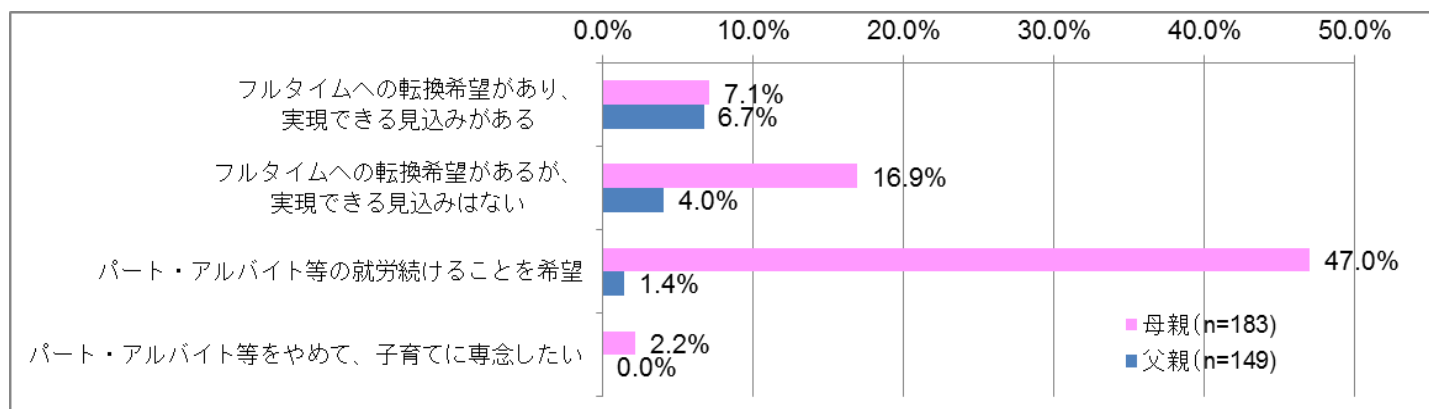
母親の就労状況については、「フルタイムで就労している」が38.1%で最も高く、次いで、「パート・アルバイト等で就労している」が29.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が15.5%となっています。

一方、父親の就労状況については、「フルタイムで就労している」が66.9%で最も高い結果となっています。前回のニーズ調査と比較して、無回答が多くなっていること、また父親の「フルタイムで就労している」のパーセントが下がっていることとして、「以前は就労していたが、現在は就労していない」から「パート・アルバイト等で就労している」へパーセントが移行していること等が特徴です。



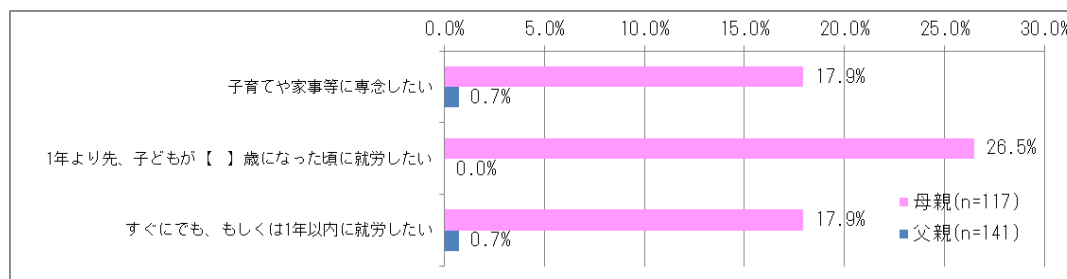
■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が47.0%で最も高く、次いで、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が16.9%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込み」が7.1%となっています。前回のニーズ調査と比較して、ほぼ同様の結果となりました。



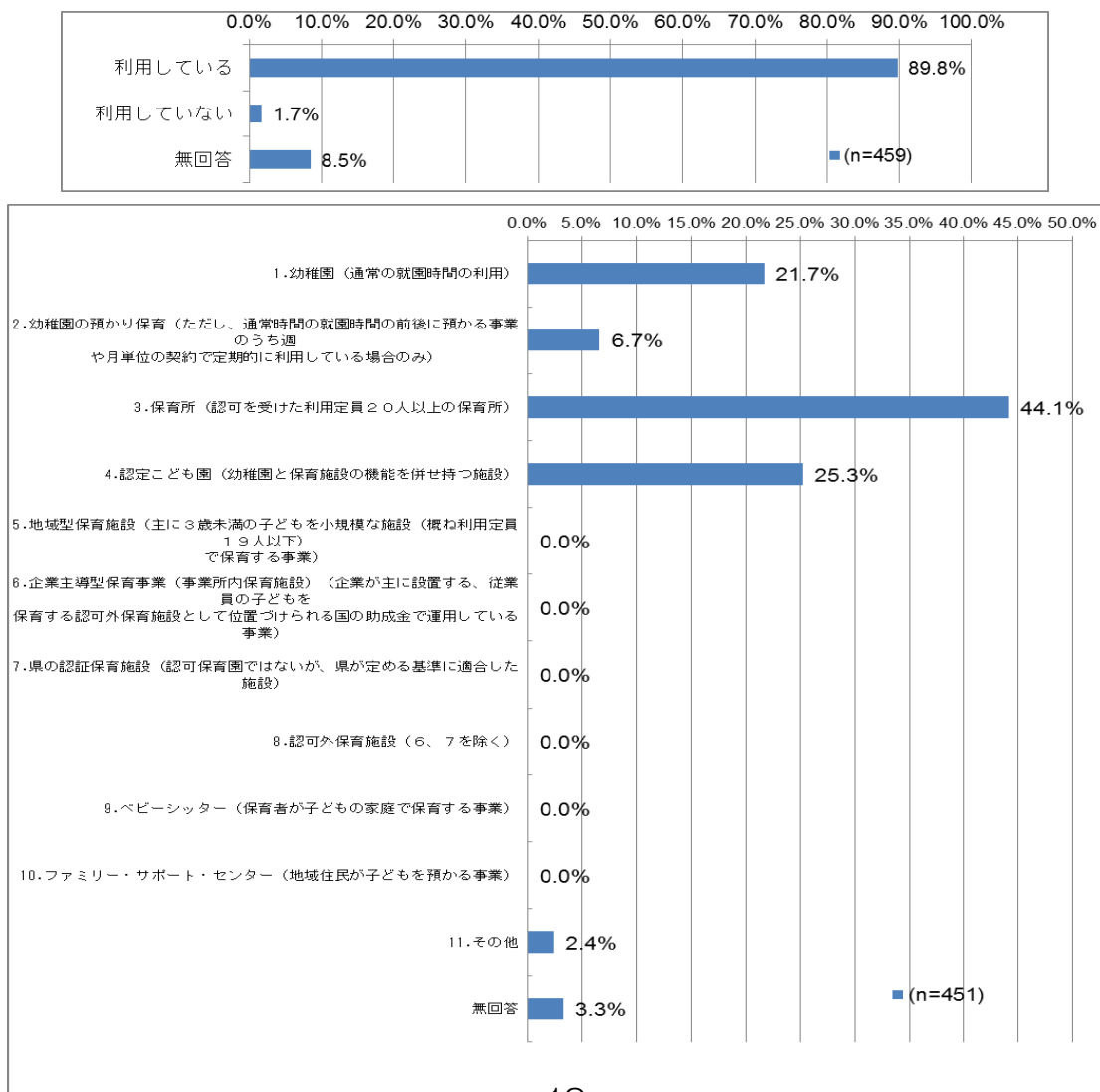
■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「1年より先、一番下の子どもが【 】歳になったところに就労したい」が26.5%と最も高く、「子育てや家事等に専念したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」がともに17.9%と、全体の就労意向は6割を超えており、就労意欲が強くなっています。



■平日の定期的な教育保育事業の利用状況

現在、幼稚園や保育所（園）等の定期的な教育・保育サービスを利用しているについては、「利用している」が89.8%、「利用していない」が1.7%となっています。また、利用している保育サービスとしては、「保育所（認可保育園）」が44.1%で最も高く、次いで、「認定こども園」が25.3%、「幼稚園」が21.7%と続き、それ以外はいずれも数%の利用率となっています。



■今後の平日の定期的な教育保育事業の利用希望

今後利用したい保育サービスについては、全年齢において「保育所（認可保育園）」が多く、次いで、「幼稚園＋預かり保育」、次に「幼稚園のみ」と続いています。なお、前回のニーズ調査と比較して、ほぼ同様の結果となりました。

	満0歳	満1歳	満2歳	満3歳	満4歳	満5歳
幼稚園のみ	0	0	0	18	13	23
幼稚園＋預かり保育	0	0	1	37	43	55
保育所	82	93	101	109	128	146
認定こども園	31	42	48	63	71	88
小規模保育事業	2	3	0	1	1	1
家庭的保育事業	2	2	1	0	0	0
事業所内保育施設	4	3	3	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育施設	0	0	0	0	0	0
ファミリーサポートセンター	2	1	1	0	0	0
その他	0	1	1	1	1	1
利用しない	27	16	15	1	1	1
無回答	309	298	288	229	201	144
	459	459	459	459	459	459

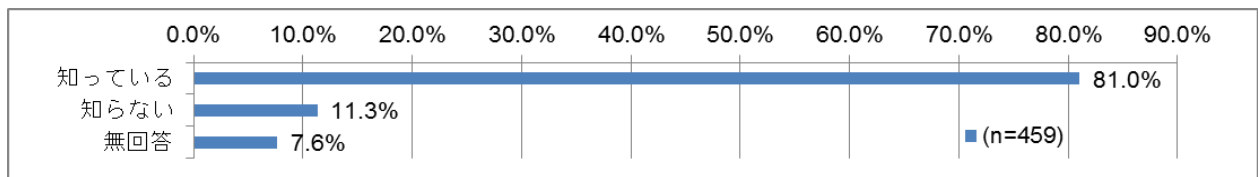
■病児・病後児保育の利用希望

「病後児保育事業」の認知について、「知っている」が81.0%、「知らない」は11.3%となっており、高梁市成羽町下原地内に「たかはしし病後児保育室」があることについても、「知っている」が76.7%、「知らない」が15.7%となっており、約7割の方は認知しているといった結果となりました。

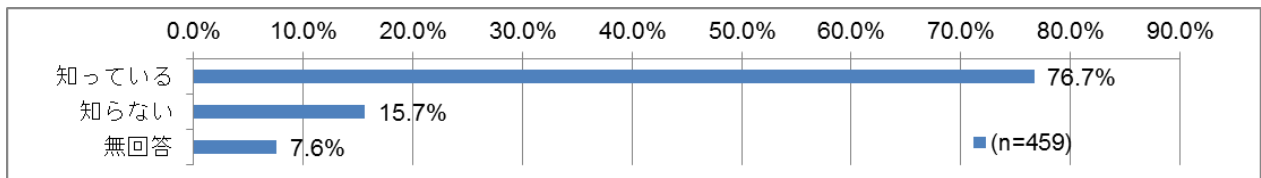
「病後児保育室」の実施場所については、「無回答」が90.4%で最も多く、「現状の実施場所でよい」が3.9%、「自宅の近く」が1.3%、「職場の近く」が1.1%の順で続いています。

また、父親または母親が休んだ人の病児・病後児保育の利用意向については、「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」が15.3%、「利用したいとは思わなかった」が36.4%でした。子どもが病気の時などは、親は仕事を休んででも子どもを看たいと思っておられ、職場の理解や子育ての支援環境の充実が求められています。

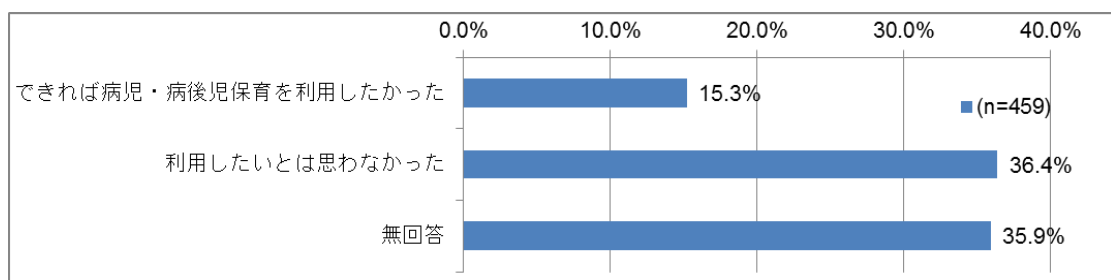
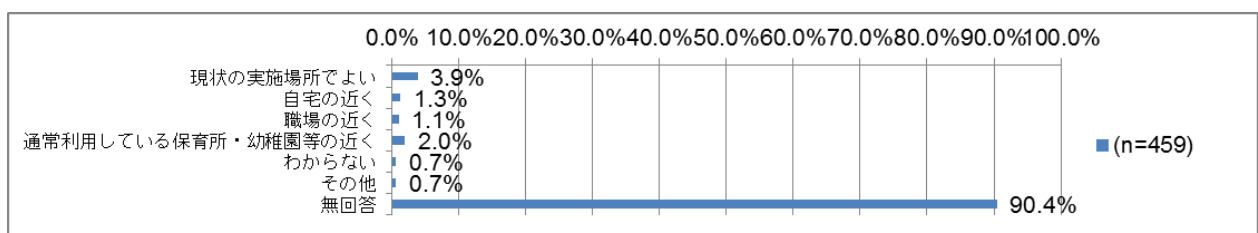
「病児・病後児保育事業」という事業を知っていますか。



平成29年3月、高梁市成羽町下原に「たかはしし病後児保育室」ができたことを知っていますか。



「病児・病後児保育事業」は、実施施設がどこにあれば利用しやすいと思いますか。



■一時預かりの利用希望

今回のニーズ調査では、無回答が多く、前回の調査との比較はむずかしいですが、目的ごとの利用したい年間合計日数は、「私用、リフレッシュ目的」では、「10～14 日」で 10.0%、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」では、「4 日以内」が 9.3%、「不定期の就労」では、「10～14 日」が 4.0%でそれぞれ最も高くなっています。

(単位：人、率)

	4 日 以下	5～9 日	10～14 日	15～19 日	20～24 日	25～29 日	30 日 以上	無回答	横計
私用、リフレッシュ	22	27	43	1	8	1	5	323	430
	5.1%	6.3%	10.0%	0.2%	1.9%	0.2%	1.2%	75.1%	100.0%
冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の 通院等	40	27	19	0	3	0	0	341	430
	9.3%	6.3%	4.4%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	79.3%	100.0%
不定期の就労	10	8	17	0	2	0	7	386	430
	2.3%	1.9%	4.0%	0.0%	0.5%	0.0%	1.6%	89.8%	100.0%
その他	3	2	2	0	0	0	2	421	430
	0.7%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	97.9%	100.0%

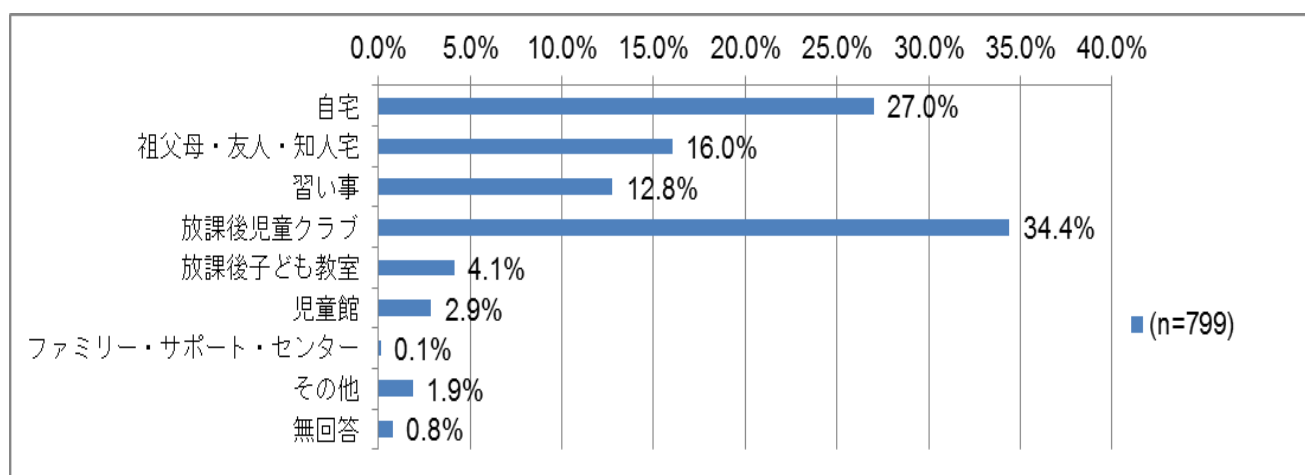


■放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向

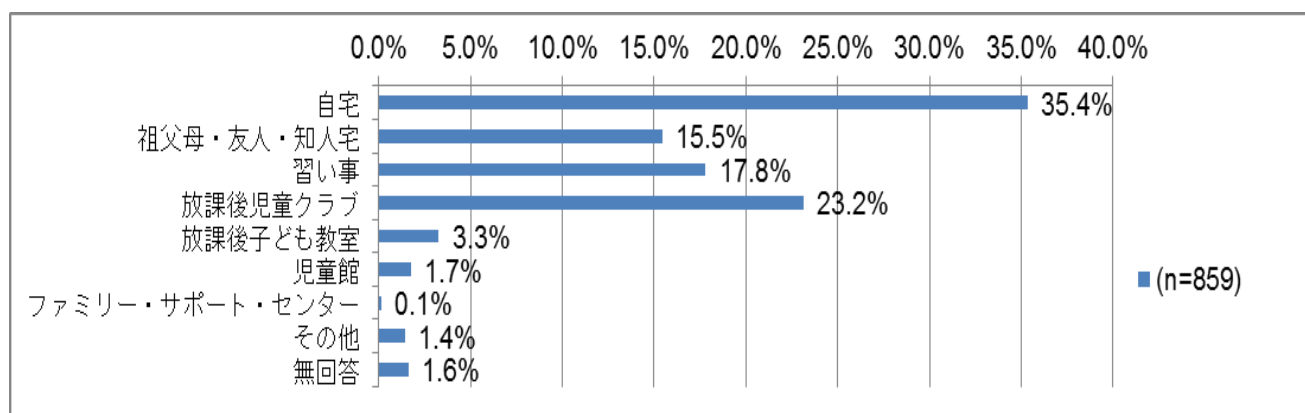
小学校低学年（１～３年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「放課後児童クラブ」が 34.4%と最も高く、ついで、「自宅」が 27.0%、ついで、「祖父母や友人・知人宅」が 16.0%、「習い事」が 12.8%と続いています。

小学校高学年（４～６年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「自宅」が 35.4%と最も高く、ついで、「放課後児童クラブ」が 23.2%、「習い事」が 17.8%、「祖父母や友人・知人宅」が 15.5%、「放課後子ども教室」が 3.3%と続いています。

【低学年】

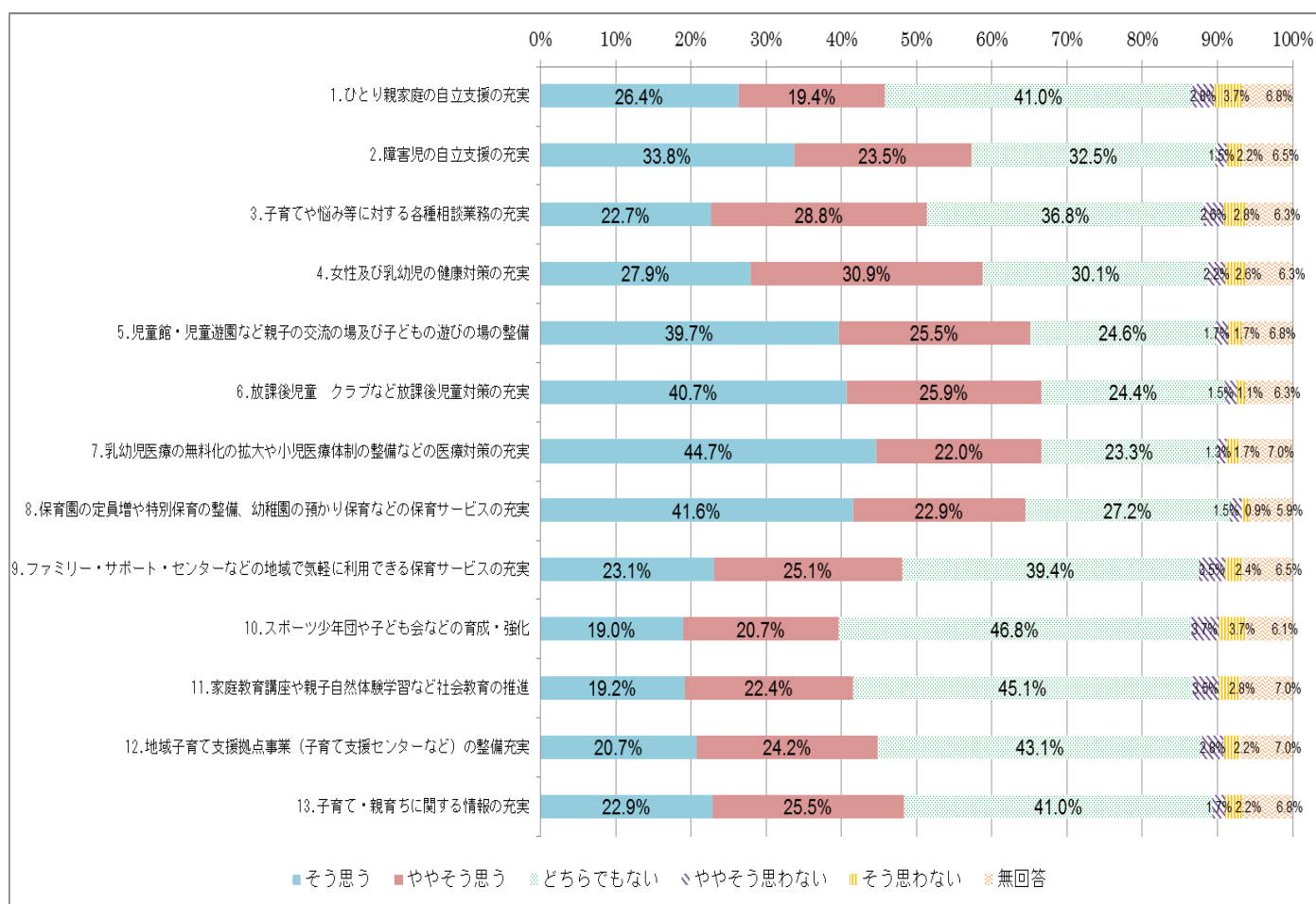


【高学年】



■子育て支援に関し充実を図ってほしいこと

市に対して子育て支援の充実を図ってほしいと期待していることについては、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせると、「7. 乳幼児医療の無料化の拡大や小児医療体制の整備などの医療対策の充実」が66.7%で最も高く、ついで「6. 放課後児童クラブなど放課後児童対策の充実」が66.6%と「5. 児童館・児童遊園など親子の交流の場及び子どもの遊び場の整備」が65.2%、「8. 保育園の定員増や特別保育の整備、幼稚園の預かり保育など保育サービスの充実」が64.5%と6割を超えています。また、「4. 女性及び乳幼児の健康対策の充実」が58.8%、「2. 障害児の自立支援の充実」が57.3%と5割を超えている項目もあります。



小学生児童調査結果の概要は次のとおりです。

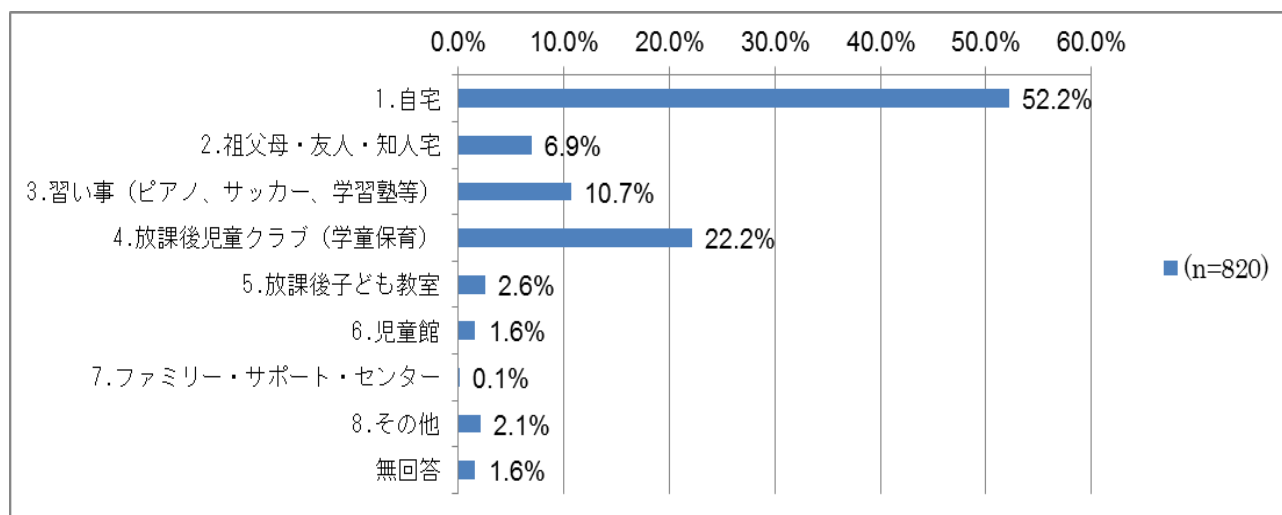
■放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向

お子さんを放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「自宅」が52.2%、ついで「放課後児童クラブ」が22.2%、「習い事」が10.7%、「祖父母や友人・知人宅」が6.9%と続いています。

また、放課後児童クラブの利用意向のうち、平日については、「利用したい」が13.3%で、「利用する必要はない」が23.1%となっています。日曜日・祝日については、「利用したい」が6.6%で、「利用する必要はない」が20.9%となっています。夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中については、「利用したい」が29.3%で、「利用する必要はない」が9.7%となっています。

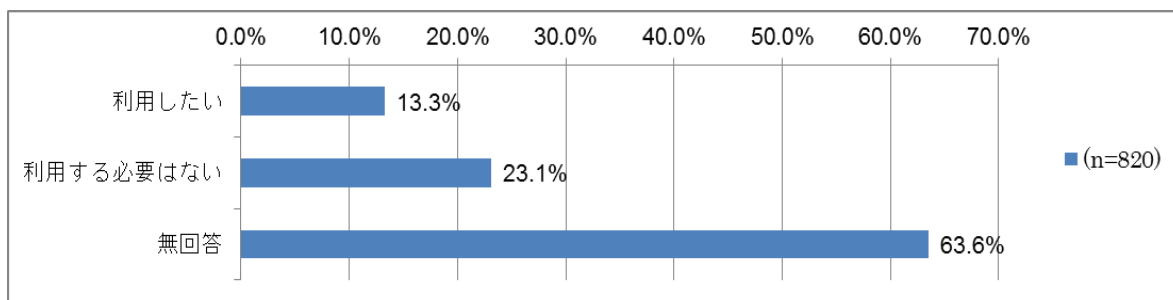
小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「自宅」が27.1%と最も高く、ついで、「放課後児童クラブ(学童保育)」が13.5%、「習い事」が7.2%、「祖父母や友人・知人宅」が4.1%、「放課後子ども教室」が1.4%と続いています。

小学校高学年（4～6年生）になった際の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望については、平日では、「利用したい」が15.2%で、「利用する必要はない」が32.7%となっています。土曜日では、「利用したい」が10.3%で、「利用する必要はない」が19.8%となっています。日曜日・祝日では、「利用したい」が23.9%で、「利用する必要はない」が11.6%となっています。夏休みや冬休み等長期の休暇期間中では、「利用したい」が5.5%で、「利用する必要はない」が24.7%となっています。

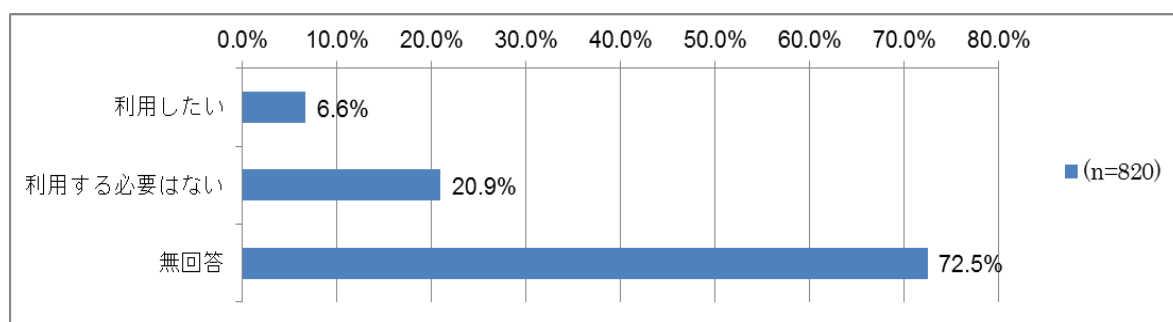


小学生児童

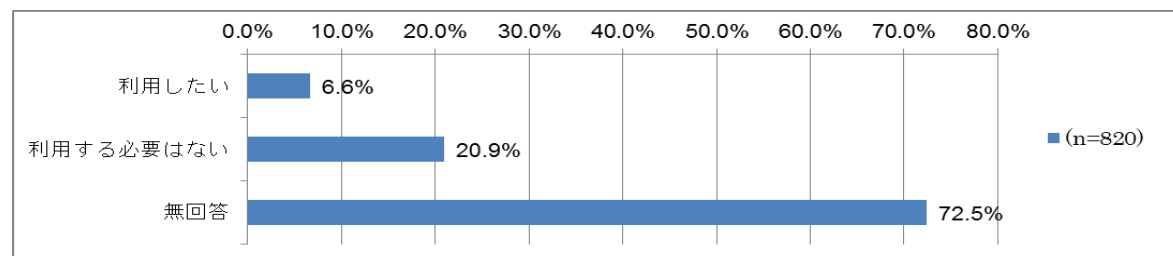
(1) 平日



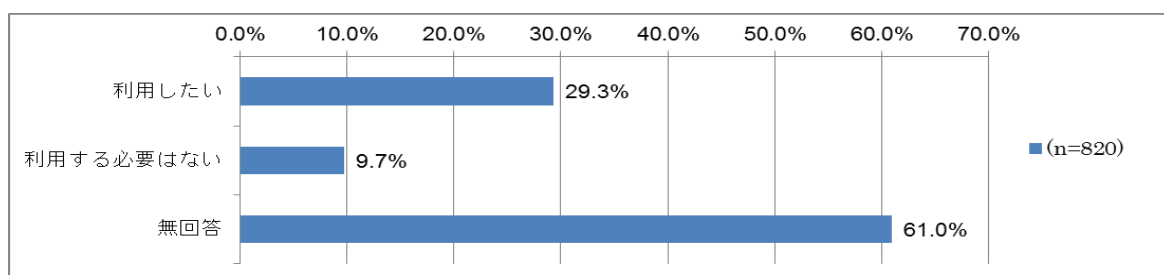
(2) 土曜日



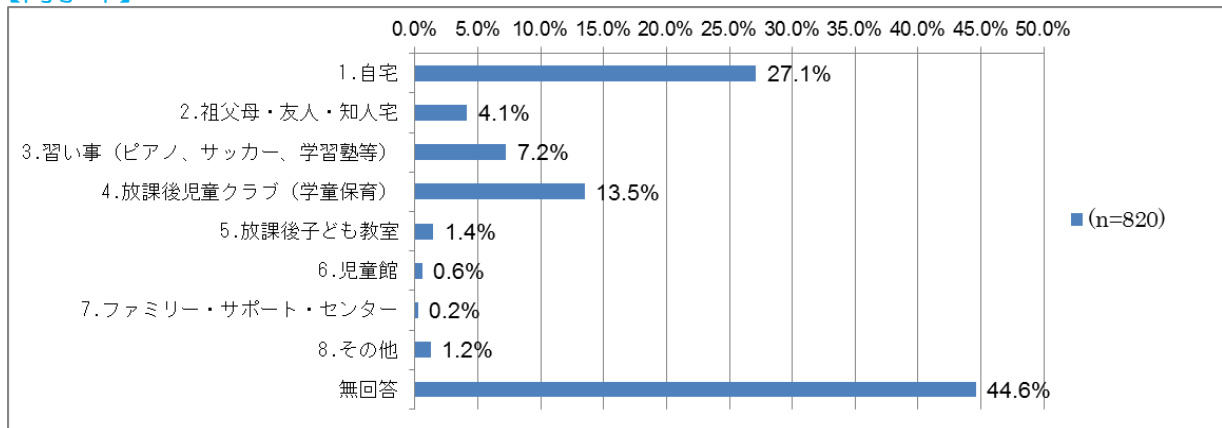
(3) 日曜日・祝日



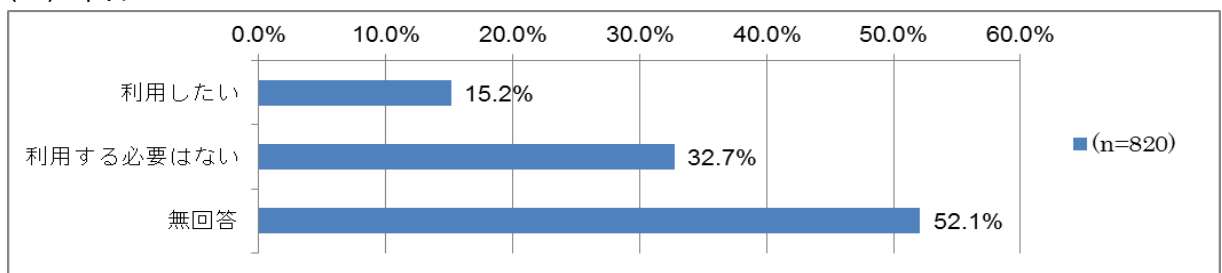
(4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中



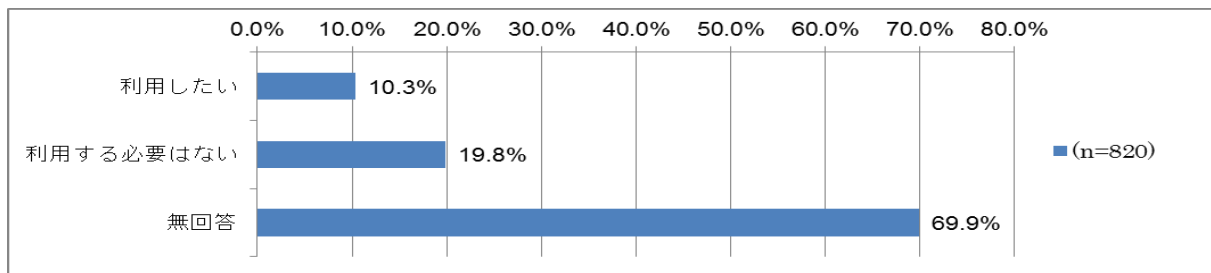
【高学年】



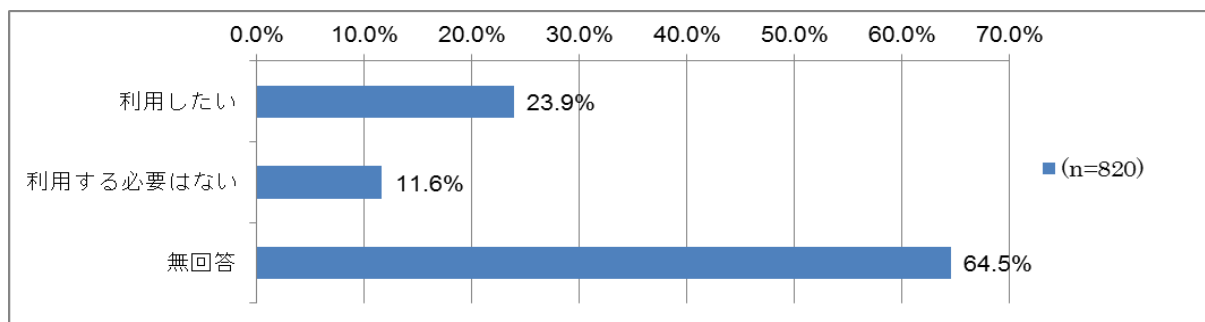
(1) 平日



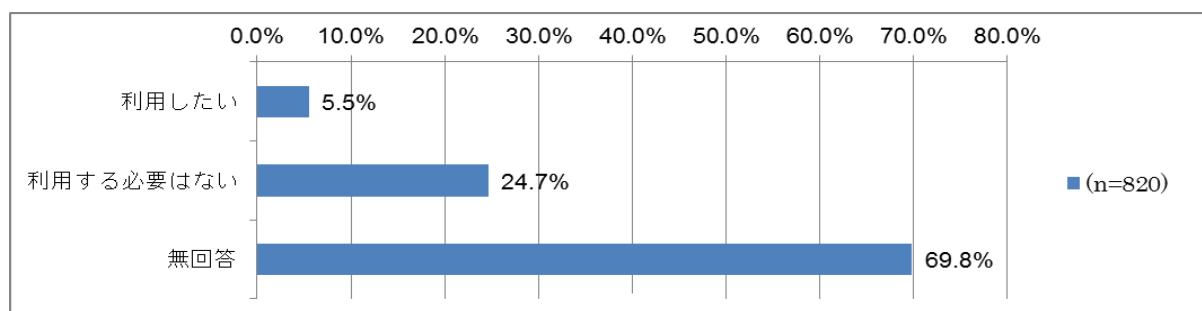
(2) 土曜日



(3) 日曜・祝日

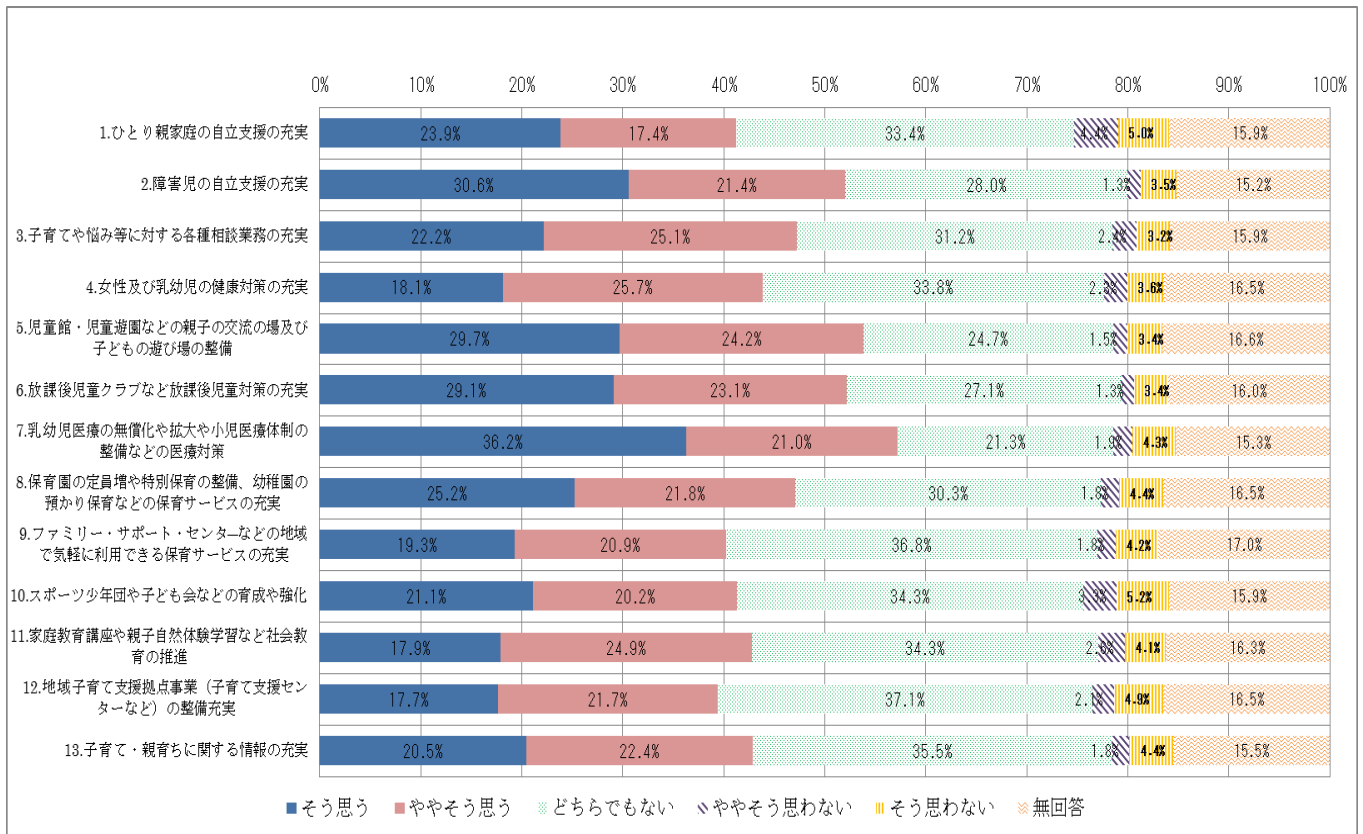


(4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中



■子育て支援に関し充実を図ってほしいこと

市に対して子育て支援の充実を図ってほしいと期待していることについては、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせると、「7. 乳幼児医療の無料化の拡大や小児医療体制の整備などの医療対策の充実」が 57.2%で最も高く、ついで、「5. 児童館・児童遊園など親子の交流の場及び子どもの遊び場の整備」が 53.9%、「6. 放課後児童クラブなど放課後児童対策の充実」が 52.2%、「2. 障害児の自立支援の充実」が 52.0%と 5 割を超えています。また、「8. 保育園の定員増や特別保育の整備、幼稚園の預かり保育など保育サービスの充実」が 47.0%と「4. 女性及び乳幼児の健康対策の充実」が 43.8%と続いています。



4. 高梁市子ども・子育て支援に関する事業の実績

高梁こども・子育て支援事業計画の施策の実績及び実績見込みについては次のとおりです。

基本目標： 1.子育て家庭への支援の充実

事業名または 事業内容	平成 26 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績見込
①子ども会活動の支援	・加入団体数…29 団体 ・加入会員数…1,029 人	・加入団体数…21 団体 ・加入会員数…718 人	・加入団体数…21 団体 ・加入会員数…686 人
②少年団体等の育成	・加入団体数…32 団体	・加入団体数…29 団体	・加入団体数…28 団体
③子どもイベントの開催	・わくわく子どもフェスタ 21 参加団体数…25 団体 ・各公民館単位イベント 風車フェスタ、ふるさと物座 祭り、町内運動会、文化祭 等	・わくわく子どもフェスタ 21 参加団体数…29 団体 ・各公民館単位イベント 風車フェスタ、ふるさと物座 祭り、町内運動会、文化祭 等	・わくわく子どもフェスタ 21 参加団体数…32 団体 ・各公民館単位イベント 風車フェスタ、ふるさと物座 祭り、町内運動会、文化祭 等
④地域の子育ての支援	・読み聞かせボランティアスキル アップ研修…1 回 ・母親クラブ異世代間交流 各地域…1 回	・読み聞かせボランティアスキル アップ研修…1 回 ・母親クラブ異世代間交流 計…7 回	・読み聞かせボランティアスキル アップ研修…1 回 ・母親クラブ異世代間交流 計…5 回
⑤子育て家庭の交流と地域活 動の推進	・乳幼児学級の実施事業 数…1 事業	・乳幼児学級の実施事業 数…1 事業 ・母親クラブ保健師の支援 …3 回 ・育児相談…22 回 ・離乳食教室…4 回 ・親子で遊べる教室…16 回	・乳幼児学級の実施事業 数…1 事業 ・母親クラブ保健師の支援 …3 回 ・育児相談…23 回 ・離乳食教室…4 回 ・親子で遊べる教室…17 回
⑥高梁魅力再発見事業の開催	・夏季 1 回開催	・夏季 1 回開催	・夏季 1 回開催
⑦子育てに関する経済的支援	・子ども医療費支給事業対 象年齢…18 歳年度末	・子ども医療費支給事業対 象年齢…18 歳年度末	・子ども医療費支給事業対 象年齢…18 歳年度末
⑧児童施設等の整備・充実	・落合地域まちづくり推進 委員会への管理業務委託 …800 千円	・落合地域まちづくり推進 委員会への管理業務委託 …800 千円	・落合地域まちづくり推進 委員会への管理業務委託 …800 千円
⑨地域の子育て支援の拠点整 備	・地域の子育て支援拠点整 備 支援センター…1 か所	・地域の子育て支援拠点整 備 支援センター…1 か所	・地域の子育て支援拠点整 備 支援センター…1 か所
⑩その他の保育サービスの充実	・ファミリー・サポート・セン ター事業 登録会員数…72 人	・ファミリー・サポート・セン ター事業 登録会員数…71 人	・病児・病後児保育保育箇 所数…1 か所 ・一時預かり箇所数…1 か 所 ・ファミリー・サポート・セン ター事業 登録会員数…97 人

基本目標：2.母子保健の継続的な取組による健康の増進

事業名または 事業内容	平成 26 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績見込
①親の健康づくり	・健診受診者…186 人	・健診受診者…19 人	・健診受診者…20 人
②安全な妊娠期・出産後の心身の健康づくりの推進	・保健師面接率…97.0% ・妊婦健診受診券… 1 人あたり 10.6 枚	・保健師面接率…91.2% ・12 週以降届出率…2.5% ・ハイリスク把握率…100% ・妊婦健診受診券… 1 人あたり 11.2 枚	・保健師面接率…100% ・ハイリスク把握率…100% ・妊婦健診受診券… 1 人あたり 12.0 枚
③母と子の心身の健康づくりの推進(乳幼児健診)	・未受診者把握率…100% ・健診無料券利用率… 95.0%	・未受診者把握率…100% ・健診無料券利用率… 95.0%	・未受診者把握率…100% ・健診無料券利用率… 95.0%
④乳児訪問等の実施 (こんにちは赤ちゃん事業)	・全戸訪問実施率…96.0%	・全戸訪問実施率…95.3%	・全戸訪問実施率…97.0%
⑤子どもの事故・感染症予防対策の推進	・麻しん 1 期予防接種率 81.7% ・麻しん 2 期予防接種率 92.4%	・麻しん 1 期予防接種率 87.5% ・麻しん 2 期予防接種率 96.0%	・麻しん 1 期予防接種率 95.0% ・麻しん 2 期予防接種率 95.0%
⑥小児救急医療対策の推進	・乳幼児健診…46 回 ・育児相談…23 回	・乳幼児健診…42 回 ・育児相談…23 回	・乳幼児健診…42 回 ・育児相談…23 回
⑦不妊治療費の負担軽減	・助成対象 第 2 子以降拡大 ・申請件数…25 件 5,527 千円	・助成対象 第 2 子以降拡大 ・申請件数…19 件 3,464 千円	・助成対象 第 2 子以降拡大 ・申請件数…3 件 600 千円
⑧乳幼児期における食育の推進	・乳幼児健診時…46 回 ・育児相談時…23 回	・乳幼児健診時…46 回 ・育児相談時…23 回	・乳幼児健診時…46 回 ・育児相談時…23 回
⑨児童生徒に向けての食育の推進	・児童生徒への食育推進 ・母親クラブ…1 クラブ 乳幼児…3 回 小学生…28 回 中学生…3 回 肥満度 20%以上の児童生徒…9.5% ・朝食を毎日摂取…88.2% ・食事は楽しいと感じる… 44.2%	・児童生徒への食育推進 保育園児…1 回 幼稚園児…3 回 小学生…7 回 こども園児…1 回 肥満度 20%以上の児童生徒…9.4% ・朝食を毎日摂取…86.4% ・食事は楽しいと感じる… 62.9%	・児童生徒への食育推進 ・母親クラブ…2 クラブ 保育園児…1 回 幼稚園児…2 回 小学生…36 回 中学生…1 回 ・朝食を毎日摂取…88.2% ・食事は楽しいと感じる… 44.2% (学校給食) ・高梁市の特産品を扱った 献立…年間 4 回 ・アンコール献立…年間 12 回 ・児童が考えた給食献立… 年間 1 回
⑩エイズ、性感染症予防対策の推進	・実施校…7 校 ・街頭啓発…1 回	・実施校…6 校 ・街頭啓発…1 回	・実施校…6 校 ・街頭啓発…1 回

基本目標：3.子どもの健全育成のための教育環境の整備

事業名または 事業内容	平成 26 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績見込
①思春期からの心身の健康づくりの推進	・思春期ふれあい事業 実施校…7 校	・思春期ふれあい事業 実施校…6 校	・思春期ふれあい事業 実施校…6 校
②学校教育の充実	—	・少人数指導に係る常勤講師配置 2 校(小学校) ・教科指導充実のための非常勤講師配置 8 校(小学校)	・少人数指導に係る常勤講師配置 1 校(小学校) ・教科指導充実のための非常勤講師配置 8 校(小学校)
③学校関係者評価委員会の設置	—	(学校評議会の設置) 全小学校(巨瀬小学校を除く)で学校評議会を設置し、学校運営の改善に活かすことができた。 (学校運営評議会の設置) 巨瀬小学校で学校運営評議会を設置し、学校運営の改善に活かすことができた。	全小学校へ学校運営協議会設置
④地域職場体験の推進	・実施校…7 中学校	・実施校…6 中学校	・実施校…6 中学校
⑤外国語指導助手の活用	・実施校…27 小 7 中学校 7 人配置	・実施校…15 小 6 中学校 7 人配置	・実施校…15 小 6 中学校 9 人配置
⑥農業体験事業の実施	農業体験事業 ・実施校園…5 校園 (3 小学校、2 幼稚園)	農業体験事業 ・実施校園…5 校園 (4 小学校、1 幼稚園)	30.7 豪雨災害に伴い、予算 査定なし
⑦子どもの地域活動の促進	子ども地域活動促進事業 公民館単位の講座実施… 11 事業	子ども地域活動促進事業 公民館単位の講座実施… 15 事業	子ども地域活動促進事業 公民館単位の講座実施… 15 事業
⑧生涯スポーツの推進	生涯スポーツ推進事業 各種スポーツ講習会、愛らぶ 高粱ふれあいマラソン、成 羽健康なりわ神楽マラソン ・参加者…3,800 人	生涯スポーツ推進事業 各種スポーツ講習会、愛らぶ 高粱ふれあいマラソン、成 羽健康なりわ神楽マラソン ・参加者(選手、観客、ス タッフ)…4,224 人	生涯スポーツ推進事業 各種スポーツ講習会、愛らぶ 高粱ふれあいマラソン、成 羽健康なりわ神楽マラソン ・参加者(選手、観客、ス タッフ)…4,300 人
⑨スポーツ交流等による競技力の向上	スポーツ交流事業 各種スポーツ教室、交流会、 大会の開催 ・参加者…6,000 人	スポーツ交流事業 各種スポーツ教室、交流会、 大会の開催 ・参加者(選手、観客、ス タッフ)…7,795 人	スポーツ交流事業 各種スポーツ教室、交流会、 大会の開催 ・参加者(選手、観客、ス タッフ)…11,000 人
⑩子育て講座の開催	・講座数…3 講座	ママのためのピラティス・ヨ ガ講座…7 回 グッド・トイ広場…6 回 家庭教育支援講座…14 回 食に関する講座…5 回 広がる子どもの夢事業…4 回	・講座数…5 講座

基本目標： 3.子どもの健全育成のための教育環境の整備

事業名または事業内容	平成 26 年度実績	平成 30 年度実績	令和元年度実績見込
⑪人権啓発の推進	・PTA 人権教育参加人数… 1,779 人 ・エンパワメント育成事業参加人数… 133 人 ・就学前人権教育推進事業参加人数…41 人	・PTA 人権教育参加人数… 1,889 人 ・エンパワメント育成事業参加人数…317 人 ・就学前人権教育推進事業参加人数…28 人	・PTA人権教育参加人数…約 1,900 人 ・エンパワメント育成事業参加人数…約 350 人 ・就学前人権教育推進事業参加人数…約 32 人
⑫青少年育成センターの充実	—	—	・高梁市青少年補導による指導…200 人 ・広域特別補導員による補導…90 人 ・街頭啓発活動…4回 ・警察との共同補導…3 回
⑬スポーツ施設の改修・整備	・利用者数…229,245 人 - なりわ運動公園 - 神原スポーツ公園 - 高梁市民体育館 - 高梁運動公園 - 有漢スポーツパーク	・利用者数…257,364 人 - なりわ運動公園 - 神原スポーツ公園 - 高梁市民体育館 - 高梁運動公園 - 有漢スポーツパーク	・利用者数…270,000 人 - なりわ運動公園 - 神原スポーツ公園 - 高梁市民体育館 - 高梁運動公園 - 有漢スポーツパーク



基本目標： 4.子育てと仕事の両立支援

事業名または 事業内容	平成 26 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績見込
①放課後子ども教室の推進	・放課後子ども教室推進事業 教室数…4 教室	・放課後子ども教室推進事業 教室数…4 教室	・放課後子ども教室推進事業 教室数…5 教室
②男女共同参画社会の推進	・講演会参加人数…169 人	・講演会参加人数…169 人	・講演会参加人数…168 人
③幼稚園における保育サービスの充実	・3 歳児実施園…12 園	・3 歳児実施園…12 園 幼稚園 10 園 こども園 2 園	・3 歳児実施園…12 園 幼稚園 10 園 こども園 2 園
④学童保育(放課後児童健全育成事業)の充実	・学童保育 箇所数…14 か所	・学童保育 箇所数…14 か所	・学童保育 箇所数…15 か所 ・NPO法人カラーへ委託(まーぶる) 定員 8 名 利用者 2 名
⑤私立保育園への支援	・保育士等処遇改善臨時特例補助金 給与への上乗…2 園	・保育士処遇改善補助金 給与への上乗…2 園	・保育士処遇改善補助金 給与への上乗…2 園
⑥保育所における保育サービスの充実	・保育サービス(保育所) 認可定員…500 人 保育園 7 園	・保育サービス(保育所) 認可定員…640 人 保育園 6 園 こども園 2 園	・保育サービス(保育所) 認可定員…440 人 保育園 4 園 こども園 3 園

基本目標： 5. 支援を必要とする子ども等への支援の充実

事業名または 事業内容	平成 26 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績見込
①通学・通園に対する支援	遠距離通学補助 幼稚園 20 人 小学生 93 人 中学生 80 人 高校通学支援 ・実学生数 74 人	遠距離通学補助 小学生 97 人 中学生 26 人 奨学金貸付 大学生 7 人 高校通学支援 ・実学生数 95 人	遠距離通学補助 小学生 83 人 中学生 61 人 高校通学支援 ・実学生数 87 人
②不登校等への支援 学校ふれあい促進事業	・年相談実施数…16 回	・年相談実施数…14 回	・年相談実施数…8 回
③不登校等への支援 適応児童推進事業	・実施小学校…4 校	・実施小学校…4 校	・実施小学校…4 校
④特別支援教育の充実 学校・園での支援	・支援員…22 人	・支援員…19 人	・支援員…18 人
⑤特別支援教育の充実 通級指導教室・通常学級で の支援	—	・通級指導を受けている幼児 …12 人 ・通級指導を受けている児童 …38 人 ・教育相談を受けた幼児・児童 …7 人	・通級指導を受けている幼児 …14 人 ・通級指導を受けている児童 …43 人 ・教育相談を受けた幼児・児童 …10 人
⑥児童虐待に関する地域への 普及啓発の推進	・広報誌掲載…1 回 ・街頭啓発…1 回 ・行政放送による啓発…0 回	・広報誌掲載…1 回 ・街頭啓発…1 回 ・行政放送による啓発… 強化月間	・広報誌掲載…1 回 ・街頭啓発…1 回 ・行政放送による啓発… 強化月間
⑦相談体制の充実	・就労支援制度の普及啓 発 対象者面接率…100% ・貸付制度普及啓発 対象者面接率…100%	・就労支援制度の普及啓 発 対象者面接率…100% ・貸付制度普及啓発 対象者面接率…100%	・就労支援制度の普及啓 発 対象者面接率…100% ・貸付制度普及啓発 対象者面接率…100%
⑧障害児への手当等の支給	(障害児福祉手当) ・実受給者数…7 人 ・支給額…1,189 千円 (心身障害児童年金) ・実受給者数 …38 人(うち新規 6 人) ・支給額…2,243 千円	(障害児福祉手当) ・実受給者数…7 人 ・支給額…1,025 千円 (心身障害児童年金) ・実受給者数… 38 人(うち新規 2 人) ・支給額…2,059 千円	(障害児福祉手当) ・実受給者数…6 人 ・支給額…1,064 千円 (心身障害児童年金) ・実受給者数… 31 人(うち新規 1 人) ・支給額…1,692 千円
⑨障害児への補装具等の支給	(補装具費) ・実績 6 件…600 千円 うち、短下肢装具 4 件、車い す 1 件、座位保持装置 1 件 (日常生活用具) ・実績 7 件…432 千円 うち、紙おむつ 3 件、特殊寝 台 1 件、特殊マット 1 件 入浴補助用具 1 件、頭部保 護帽 1 件	(補装具費) ・実績 8 件…1,006 千円 うち、短下肢装具 2 件、車い す 1 件、歩行器 2 件、座位保 持装置 2 件、起立保持具 1 件 (日常生活用具) ・実績 5 件…339 千円うち、 紙おむつ 3 件、頭部保護帽 2 件	(補装具費) ・実績 8 件…1,630 千円 うち、短下肢装具 4 件、座位 保持装置 4 件 (日常生活用具) ・実績 6 件…285 千円うち、 紙おむつ 4 件、頭部保護帽 2 件

基本目標： 5.支援を必要とする子ども等への支援の充実

事業名または 事業内容	平成 26 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績見込
⑩障害児への福祉サービスの提供	(障害児通所給付) ・児童発達支援ほか 実利用者数…115 人 ・延べ利用者数…1,475 人 ・給付額…52,582 千円 (地域生活支援事業) ・日中一時支援事業 実決定者数…133 人 ・延べ利用回数…4,280 回 ・委託料…14,933 千円	(障害児通所給付) ・児童発達支援ほか 実利用者数…324 人 ・延べ利用者数…5,276 人 ・給付額…173,669 千円 (地域生活支援事業) ・日中一時支援事業 実決定者数…310 人 ・延べ利用回数…13,060 回 ・委託料…27,173 千円	(障害児通所給付) ・児童発達支援ほか 実利用者数…325 人 延べ利用者数…5,554 人 ・給付額…177,187 千円 (地域生活支援事業) ・日中一時支援事業 実決定者数…366 人 ・延べ利用回数…15,765 回 ・委託料…32,861 千円
⑪自立支援協議会の充実	—	①お父さん・お母さん・こども交流会 参加者数…44 名 ②支援者向け研修会 参加者数…50 名 ③地域生活支援部会児童部会合同研修会 参加者数…不明	①お父さん・お母さん・こども交流会 参加者数…40 名 ②支援者向け研修会 参加者数…20 名 ③お父さん・お母さん・こども交流会 参加者数…40 名 ④子育て応援ブックの作成
⑫発達に不安を持つ子どもと保護者への支援 ・要支援児保育事業	—	・広報活動のチラシ作成 スクラム作戦PR 小・中学校等に配布 ・支援体制図 ・お父さんお母さん子ども交流会 ・支援者向け研修会 ・地域生活部会・児童部会合同研修会 ・子育て応援リーフレット修正作業	・スクラム作戦 PR 研修会 ・支援体制図改訂 ・お父さんお母さん子ども交流会 ・地域生活部会・児童部会合同研修会 ・子育て応援リーフレット作成作業
⑬発達に不安を持つ子どもと保護者への支援 ・支援保育(障害児保育)	・支援(障害児)保育実施園…7 園 ・定員…25 人	・支援(障害児)保育実施園…7 園 ・定員…25 人	・支援(障害児)保育実施園…7 園 ・定員…25 人
⑭発達に不安を持つ子どもと保護者への支援 ・発達支援教育	・要観察児への発達支援教室(ひよこ園) ・発達支援教室…46 日 総合健診 3 回 研修会 3 回	・のびのび親子教室…22 日 ・発達相談総合検診…3 回	・要観察児教室…20 日 ・発達相談総合検診…3 回
⑮発達に不安を持つ子どもと保護者への支援 ・学童保育試行事業	—	—	・前年同様、支援が必要な子どもも通常に受け入れているが試行事業としては実施していない。利用希望があれば必要な体制、試行事業について検討を行う。

基本目標： 6.安全・安心まちづくりの推進

事業名または 事業内容	平成 26 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績見込
①交通安全教室の開催	・交通安全教室 開催回数…24 回 ・参加人数…1,455 人	・交通安全教室 開催回数…13 回 ・参加人数…820 人	・交通安全教室 開催回数…18 回 ・参加人数…900 人
②地域ぐるみの学校安全体制 整備の推進	・スクールガードリーダー 学校巡回指導事業終了	・高梁市学校警察連絡協 議会…関係諸機関と情報 を共有し連携を図った。 ・関係機関と連携し、学校 や通学路の安全確保を 図った。 ・地域の見守り活動の実施	・学校警察連絡協議会 総会開催
③安心・安全なまちづくり	・カーブミラー設置数… 19 基 ・防犯灯設置・修繕数… 411 件 ・防犯カメラ設置数…3 台	・カーブミラー設置数… 11 基 ・防犯灯設置・修繕数… 167 件 ・防犯カメラ設置数…7 台 ・防犯灯・防犯カメラ修繕数 …2 基	・カーブミラー設置・修繕数 …12 基 ・防犯灯設置数…167 基 ・防犯カメラ設置数…7 台 ・防犯灯・防犯カメラ修繕数 …1 基
⑤有害環境対策の推進	—	—	・研修会の実施 駅前等での啓発活動の実 施

5. 高梁市の子ども・子育て支援の課題

- ニーズ調査結果や子ども子育て支援に関する事業実施等を踏まえて、課題を整理します。

(1) 人口・世帯の動向及び女性の就労状況と子育て支援の充実

- 全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。また、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は、前回実施した計画以降、概ね横ばいとなっていますが、今後も、ひとり親世帯への保育サービスの提供とともに、多様な生活支援の充実が求められています。
- 本市の女性の年齢別労働力率は、30歳以上の全世代で全国平均、岡山県平均を上回っており、保護者の就業形態の多様化など保育ニーズの変化に対応したきめ細かで質の高いサービスの提供が必要となっています。

(2) 教育保育施設の適正化とサービスの質向上

- ニーズ調査では現在の教育保育事業の利用状況は「認可保育園」が多く、今後の利用希望では、「認可保育園」に加えて「認定こども園」が多く、続いて「幼稚園の預かり保育」や「幼稚園」などのニーズもあり、ニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要となっています。
- そのためには、既存施設における施設・設備の充実とともに、継続した教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合う人材の確保が大きな課題となっています。

(3) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 延長保育は市内の7箇所(高梁保育園、備中保育園、高梁中央保育園、落合保育園、有漢こども園、川上こども園、成羽こども園)で実施していますが、就労形態が多様化しているなか、すべての園において保護者のニーズに対応したサービスが求められています。
- ニーズ調査では、病児・病後児保育事業などに対する就学前保護者の認知度は8割を超えているものの、利用人数が少ないため、今後、ニーズにあった事業内容の充実を図る必要があります。
- ニーズ調査では、ファミリー・サポート・センター事業に対する認知度は7割を超えているにもかかわらず、利用していない方が6割を超えている状況です。「特に利用する必要がない」といった声が多かったですが、引き続き事業に関する情報の提供やPR活動の推進を通して、会員登録の増加を図る必要があります。
- 放課後児童対策(学童保育等)については、就学前のニーズ調査では高学年(4～6年生)になった時の利用を希望する保護者が2割を超えており、今後も需要拡大が予想されることから、平日、土日、長期休暇中などの多様なニーズへの的確な対応やスタッフの質の向上などを図る必要があります。
- 支援員の離職防止や人材確保に努めながら、子どもと支援員が安全で安心して過ごせるような学童の環境を整備する必要があります。

- 子ども・子育て支援新制度にもある、「子どもたちがより豊かに育っていくことができる支援」を目指すため、幼稚園や保育所、認定こども園及び学童保育に従事する職員の配置の改善や処遇改善を図る必要があります。
- 結婚・妊娠・出産に関する希望の実現のため、ライフステージの各段階や地域の実情に応じたきめ細かい支援を展開し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制を構築することが求められています。
- 「子育てが楽しい」と思う保護者をさらに増やすため、妊娠前の段階、妊婦の段階などそれぞれのステージに応じて、相談事業や子育て支援センターの周知徹底を図るとともに、悩みや不安に応えられる公的な支援が求められています。
- 各種子育て情報等の発信については、従来のホームページやパンフレット等のほか、スマートフォン等携帯端末に対応した「たかはしいんふお」を配信しています。今後も引き続き、より気軽に利用できるよう内容を検討する必要があります。
- 地域で子育てを支援するため、家庭、市、小中学校、幼稚園・保育園、こども園及びPTAなどが連携し、市全体で子ども達を守っていく体制をつくる必要があります。

(4) 支援を要する「子どもや家庭」への支援の充実

- 「家庭児童相談員、母子・父子自立支援員等による相談体制の充実」「高梁子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の強化」、保健師による「こんにちは赤ちゃん事業」の実施時における虐待の早期発見」「児童虐待防止に関するパンフレットの配布」など、本市の児童虐待防止対策に関する取組は重要です。これらの取組を周知徹底し、地域や保護者が情報共有できる環境づくりが必要となっています。また、児童虐待に関して関係機関との連携が重要となってくることから、子ども家庭総合支援拠点の設置を検討する必要があります。
- 社会的養護については、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等への対応として、DV等の暴力根絶の意識啓発を図るとともに、施設や人材等の面で充実を図る必要があります。
- ひとり親家庭への支援については、生活の安定や自立に向けた相談体制の充実を図り、また児童扶養手当、医療費助成等についても、広報誌や市のホームページにわかりやすく掲載する必要があります。
- 障害児に対する各種サービスの充実とともに、支援を必要とする子どもに対して、保護者を含め関係機関と連携して、発育・発達の確認や発達の障害となる要因の早期発見早期対応を図る必要があります。（スクラム作戦）

（５）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- 就学前児童でのニーズ調査では「育児休業制度」の利用については、母親利用率は約 6 割を超えている一方で、父親利用は 1 割も満たない状況となっており、男女での取得状況の差は依然として大きく母親、父親ともに利用できる環境を整備する必要があります。
- 子育てと仕事を両立させるため、企業に対しては、働きながらも子育てがしやすい職場環境づくりの要請やニーズの把握、そのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組を進める必要があります。
- 父親の育児参加を進めていくために、父親に向けた子育てに関する情報の提供や子育てに参加するきっかけとなるイベントや講座を実施するとともに、今後とも、企業等の協力のもと、これら諸事業の充実を図る必要があります。

（６）安全・安心な子育て環境の充実

- 安全・安心な子育て環境づくりについては、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、現在実施されている交通安全教室等の継続した実施が必要となっています。
- ニーズ調査では「子どもの遊び場を整備してほしい」との声があり、多くのご意見がありました。引き続き、子どもを安心して遊ばせることができる公園や広場の整備について検討する必要があります。

（７）青少年の健全育成の充実

- 本市の青少年健全育成については、地域の教育力、有害環境対策、次世代の親意識の醸成など多岐にわたっており、青少年育成センターを中心として、地域の補導員、警察、学校関係者をはじめ、関係諸機関、家庭が協力して、育成活動の充実を図る必要があります。

（８）子育て支援施策についての本市への期待

- ニーズ調査で市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待しているかについては、就学前は「乳幼児医療の無料化の拡大や小児医療体制の整備などの医療対策の充実」が最も高く、ついで「保育園の定員増や特別保育の整備、幼稚園の預かり保育など保育サービスの充実」、「放課後児童クラブなど放課後児童対策の充実」、「児童館・児童遊園など親子の交流の場及び子どもの遊び場の整備」と続いています。

小学生は、「乳幼児医療の無料化の拡大や小児医療体制の整備などの医療対策の充実」が最も高く、ついで、「障害児の自立支援の充実」と「児童館・児童遊園など親子の交流の場及び子どもの遊び場の整備」、「放課後児童クラブなど放課後児童対策の充実」と続いています。市は就学前、小学生ともに多様なニーズについて、地域への公平性を保ち、優先順位を考慮しながら、応えていく必要があります。



第Ⅱ部

高梁市子ども・子育て支援の 基本的考え方

1. 基本理念

- 以下の国の「基本指針」における「子ども・子育て支援の意義」や「子ども・子育て支援事業計画」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

【国の基本指針より】

乳幼児期の発達には、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

- 国の「基本指針」を踏まえ、本市の基本理念を考える上で前提となる留意点は以下のとおりです。
- ◆子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな成長が保証されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。
- ◆本市がめざす都市将来像との整合性を図る必要があります。
- ◆子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提として、保護者が親として自覚し成長することを地域全体で支援する必要があります。また、親が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができる環境づくりを進める必要があります。
- ◆子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを暖かく応援する体制づくりを進めるため、家族、隣近所などの地域、行政、企業等がそれぞれの役割を果たす必要があります。

基本理念

心のつながいを大切に ふれあい 支えあい 助けあう 安心のまち
～安心して子どもを産み、育てることのできるまち～

2. 基本的視点

視点1 子育て家庭を支援し、未来を担う子どもたちを育む

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立の防止や家庭教育力の向上を図ります。
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できる環境づくりを進めます。

視点2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

- ◆子どもたちが、心身ともに健やかに育つため、地域の人々が子育てを支援する環境づくりを進めます。
- ◆子どもが「生きる力」を身につけ、成長し自立できる環境づくりを進めます。

視点3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備を進めます。
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に係われる環境整備を進めます。

視点4 みんなで子ども・子育て支援の質・量を充実します

- ◆家庭、学校、地域、職域などのみんなが協働して役割を果たし、発達段階に応じた質の高い教育保育及び子育て支援の量を確保して、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現します。

3. 基本目標

基本目標 1 子育て家庭への支援の充実

- ①教育保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の質の向上と量の確保、設備の充実を図るとともに、教育保育の技術や技能の向上を図ります。また、教育保育職員の処遇改善に取り組み、ニーズ量に見合う優秀な人材の確保を図ります。
- ②特に利用希望が多い「認可保育園」や「幼稚園」のニーズ量に見合う質・量両面での事業量の確保を図ります。
- ③「高梁市就学前教育保育課程」の策定により、市内全域ですべての子どもに等しく発達段階に応じた質の高い教育保育を行います。
- ④段階的に幼保一体化を進め、教育保育時間の選択を可能とし、保育料、受入年齢等のサービスの統一を図り、教育保育サービスの差異解消に努めます。
- ⑤幼保一体化や施設の再編により、適正規模での就学前教育保育を推進します。
- ⑥子育て支援センター等拠点施設の充実、専門人材等の確保や情報提供を図ります。また、就学前教育保育施設に入園する児童だけでなく地域の子育て家庭への支援を図ります。
- ⑦親子で気軽に交流できる場や高齢者も含めた多世代交流の場づくりを進めます。
- ⑧不定期な保育ニーズとして希望の多いファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の周知・広報等のPR活動を推進し、事業の充実を図ります。
- ⑨ママサポ保健師からの相談や電話相談等の相談体制の充実を図るとともに、相談内容の多様化、複雑化に対応した場、手段・手法の充実と人材の確保を図ります。
- ⑩子ども医療費の18歳まで無償化、ひとり親家庭の支援等、子育てにおける経済的な支援を図ります。

基本目標 2 母子保健の継続的な取組による健康の増進

- ①妊娠前の段階、妊婦の段階などそれぞれのステージに応じて、相談事業の周知徹底を図るとともに、悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方を検討し、保護者が子育てを楽しみと思える環境を整備します。
- ②安全な妊娠や出産のための妊娠期、産前産後から育児期の対処方法の検討など、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親への支援の充実を図ります。
- ③不妊不育治療の助成や、妊娠期に必要な知識等の情報発信の充実を図ります。
- ④妊産婦の医療費を助成し、疾病の早期発見と治療を促進します。
- ⑤母子保健の理念の普及や啓発、訪問や相談の一層の充実を図ります。
- ⑥発達段階に合せた健康診査等を通した小児期の健康管理を推進します。
- ⑦病気等の早期発見のため、定期健診の継続的な取組を進めます。
- ⑧食物アレルギー対策等も含む食育を推進します。

基本目標 3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

- ①基礎的な学力養成を図り、子どもの「生きる力」を醸成します。
- ②乳幼児とのふれあい機会の提供やキャリア教育の推進などを通して、思春期の子どもの社会的責任に対する意識の向上を図ります。
- ③いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するための学校、家庭、地域等とのネットワークの形成を図ります。
- ④子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成します。
- ⑤地域に開かれた学校づくりのための継続した取組を推進します。
- ⑥学校施設を有効に活用しての子どもの居場所づくりや多世代交流を推進します。
- ⑦基本的な生活習慣や親と子の関わり等についての学習機会等を通した家庭教育の充実を図ります。
- ⑧青少年育成センターを拠点として、地域の青少年育成団体や学校等が連携して青少年の健全育成に努めます。
- ⑨就学前から高等学校段階までの発達段階に応じた心の教育の充実を図り、思いやりや命を大切に作る心など、子どもたちの豊かな心を育てます。

基本目標 4 子育てと仕事の両立支援

- ①保護者の就業形態の多様化など保育ニーズの変化に対応したきめ細かなサービスの充実を図ります。
- ②企業に対して、パパ・ママ・子育て応援企業への登録を促し、働きながらも子育てがしやすい環境づくりの要請やそのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組を進め、子育てをしながら就労している人が家族との時間を大切にできる職場環境づくりを推進します。
- ③「育児休業制度」を母親、父親ともに利用できるよう、育児休業制度の定着等社会全体で支える環境整備を進めます。特に、父親に対する仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できる環境整備を進めます。
- ④父親が子育てに参加するためのきっかけとなるイベントや講座を設け、今後とも、企業等の協力のもと、父親の育児参加を促進します。
- ⑤就学前教育保育の充実及び延長保育・一時預かり、病児・病後児保育など保護者の多様な教育保育ニーズへの対応の充実を図ります。
- ⑥「小1の壁」問題への対応のため、学童保育等の運営条件や体制の充実を図ります。また、学童保育と放課後子ども教室の一体的な実施を進めるとともに、配慮が必要な児童への対応のため、職員の専門性の向上を目的とした研修への参加を促進します。

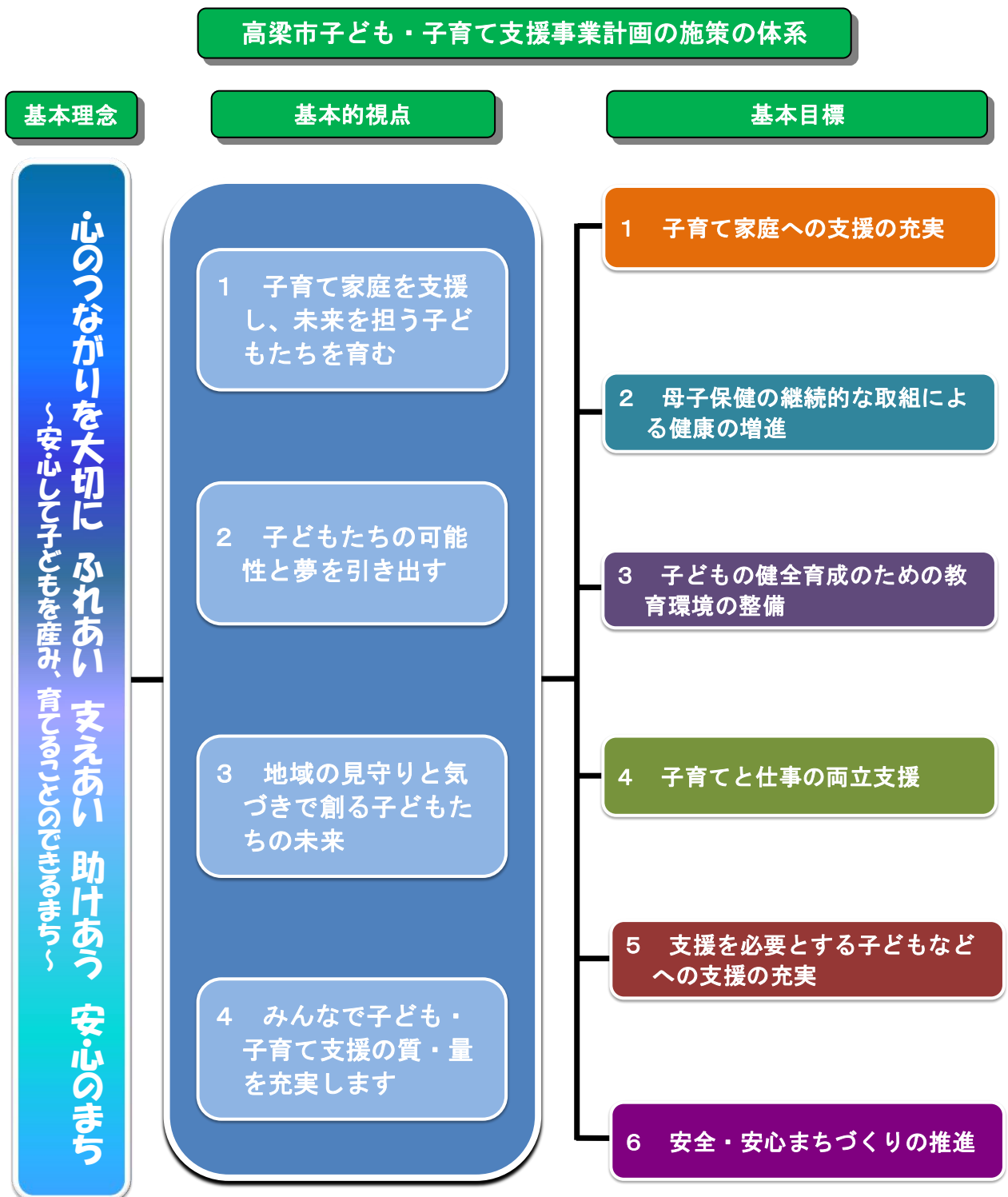
基本目標 5 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

- ①関係機関と連携して、虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の充実を図る。
また、子どもの人権を守る仕組みの周知徹底を通して、地域や保護者が情報共有できる環境づくりを進めます。
- ②社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報や人材の充実を図り、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等への対応に努めます。
- ③専門機関との連携を図りながら、家庭における適正な児童養育など、個々の家庭に対する子育て支援の充実を図ります。
- ④ひとり親家庭の自立と子どもの健全育成のための多様な生活支援、子育てサービスの情報提供、母子・父子自立支援員による相談体制の充実、経済的支援を進めるとともに、制度の周知を図ります。
- ⑤障害児の健全な発達を支援し、社会全体が障害児を温かく見守る環境づくりのための関係機関との連携による各種支援体制の充実を図ります。
- ⑥発達障害を含む障害児の多様なニーズに対応するための相談体制の充実を図ります。
- ⑦支援を必要とする子どもに対する取り組みである「スクラム作戦」を更に充実し、発育・発達の確認や健康の障害となる要因の早期発見や、関係機関と連携して早期対応の充実に努めます。また、幼稚園や学童保育への障害児の受け入れのための環境整備を進めます。

基本目標 6 安全・安心まちづくりの推進

- ①子どもに関わるボランティアや関係団体等と家庭、地域、学校等の連携強化を図るとともに、人材の養成を図ります。
- ②見守りパトロールや警察スクールサポーターとの連携により登下校時における安全確保を図るとともに、地域の安全を確保しようとする気運を醸成する活動の支援に努め、青少年が健全に育ち非行がない明るい社会を築きます。
- ③防犯のための地域の様々な連携も含め、子どもを加害者にさせないため、または被害にあわないための地域のネットワークづくりの推進や防犯意識の向上を図ります。
- ④交通安全指導や交通安全教室の開催等を通じた子どもたちの交通安全意識の高揚を図ります。
- ⑤バリアフリー化など子どもや保護者にやさしい計画的かつ効率的な道路整備を進めます。
- ⑥安心して子育てができるように、安全な遊び空間や住宅の維持・管理への取組を進めます。

■ 施策の体系図 ■



4. 家庭・地域・学校・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との係わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

第Ⅲ部

事業計画

1. 教育保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育園等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育保育提供区域」）を定めることになっています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか
 - ・各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定することが重要です。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
 - ・人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることが重要です。
- 本市では「市全域」を教育保育提供区域とし、区域内でバランスの取れた施設整備を進めていきます。
- ただし、放課後児童健全育成事業（学童保育）については、基本は「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定案■

事業区分	区域設定案	考え方
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、「市全域」とする。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、「市全域」とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、「市全域」とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、「市全域」とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、「市全域」とする。
ファミリー・サポート・センター事業	市全域	事業特性を踏まえ、「市全域」とする。
一時預かり事業（幼稚園型）	市全域	通常利用する教育保育施設等での利用が想定されるため、教育保育提供の基本型である「市全域」とする。
一時預かり事業（一般型）	市全域	通常利用する教育保育施設等での利用が想定されるため、教育保育提供の基本型である「市全域」とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育保育施設等での利用が想定されるため、教育保育提供の基本型である「市全域」とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、「市全域」とする。
放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。

（１）教育保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	（幼稚園及び認定こども園）　＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞ ＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5 歳
2号認定	（保育園及び認定こども園）　＜共働き家庭＞	3～5 歳
3号認定	（保育園及び認定こども園＋地域型保育事業）　＜共働き家庭＞	0～2 歳



②需要量と確保の方策

【市全体】

需要量と確保の方策【第1期計画】

市全域		平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		3歳 以上	3歳 以上	1-2 歳	0 歳	3歳 以上	3歳 以上	1-2 歳	0 歳	3歳 以上	3歳 以上	1-2 歳	0 歳
①量の 見込み	幼・こ	163				156				152			
	保・こ		368	210	50		354	210	50		343	210	50
②確保 方策	特定教育・保育施設	180	390	210	50	180	390	210	50	180	390	210	50
	地域型保育			10	5			10	5			10	5
	計	180	390	220	55	180	390	220	55	180	370	220	55
②-①		17	22	10	5	24	36	10	5	28	47	10	5

市全域		平成 30 年度				平成 31 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		3歳 以上	3歳 以上	1-2 歳	0 歳	3歳 以上	3歳 以上	1-2 歳	0 歳
①量の 見込み	幼・こ	154				150			
	保・こ		349	210	50		341	210	50
②確保 方策	特定教育・保育施設	180	390	210	50	180	390	210	50
	地域型保育			10	5			10	5
	計	180	390	220	55	180	320	220	55
②-①		26	41	10	5	30	49	10	5

実績【平成 27 年度～31 年度】

市全域	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
	3歳 以上	3歳 以上	1-2 歳	0 歳	3歳 以上	3歳 以上	1-2 歳	0 歳	3歳 以上	3歳 以上	1-2 歳	0 歳
幼・こ	190				186				181			
保・こ		355	196	50		352	196	58		339	189	61
地域型保育			8	7			9	1			5	2
計	190	355	204	57	186	352	205	59	181	339	194	63

市全域	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
	3歳 以上	3歳 以上	1-2 歳	0 歳	3歳 以上	3歳 以上	1-2 歳	0 歳
幼・こ	184				163			
保・こ		347	205	47		331	197	45
地域型保育			7	1			5	1
計	184	347	212	48	163	331	202	46

需要量と確保の方策【第2期計画】

市全域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3歳	3歳	1-2	0	3歳	3歳	1-2	0	3歳	3歳	1-2	0
		以上	以上	歳	歳	以上	以上	歳	歳	以上	以上	歳	歳
①量の 見込み	幼・こ	170				160				150			
	保・こ		350	210	50		350	210	50		330	210	50
②確保 方策	特定教育・保育施設	200	390	200	50	190	390	200	50	180	370	200	50
	地域型保育			10	5			10	5			10	5
	計	200	390	210	55	190	390	210	55	180	370	210	55
②-①		30	40	0	5	30	40	0	5	30	40	0	5

市全域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3歳	3歳	1-2	0	3歳	3歳	1-2	0
		以上	以上	歳	歳	以上	以上	歳	歳
①量の 見込み	幼・こ	110				90			
	保・こ		280	180	50		270	170	50
②確保 方策	特定教育・保育施設	170	340	200	50	170	320	200	50
	地域型保育			10	5			10	5
	計	170	340	210	55	170	320	210	55
②-①		60	60	30	5	80	50	40	5



（２）教育保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、学校教育と児童福祉の両面から、子ども一人ひとりのきめ細かな発育を支援します。

平成31年4月に市内3園目となる成羽こども園が開園しました。今後も教育保育の利用状況及び希望に沿った教育保育施設の利用が可能となるよう、認定こども園の整備促進を図ります。

その他、施設の状態（老朽化・耐震性）や地形・地域性に配慮しながら、子どもたちがスムーズに就学できるよう、就学前教育保育施設の適正配置、整備を進めていきます。

（３）教育保育の質の向上

ニーズ調査では幼児期の教育ニーズが高まっており、高梁市就学前教育保育課程を全ての園で運用して質の高い教育保育を提供するとともに、幼稚園教諭、保育士、保育教諭と小学校教諭が連携し、子ども一人ひとりの最善の利益が保障されることを目指し、保・幼・小の連携を強化します。

また、就学前担当窓口のこども未来課と指導面での担当である学校教育課が連携し、一体的な就学前教育推進体制を進めることを目的に就学前教育アドバイザーを配置し、教育保育の指導・支援の充実を図ります。

（４）産休後及び育休後の教育保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育園、認定こども園または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育保育の量の見込みに基づき、計画的に幼稚園、保育園、認定こども園または地域型保育事業等の整備を行っていきます。



3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

ニーズ調査及び実績等をもとに、高梁市に居住する子どもの「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

なお、対象年齢は4月1日現在の年齢です。

① 利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

需要量と確保の方策

市全域を対象として1箇所設置します。

単位

人/年間

需要量と確保の方策【第1期計画】

人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保方策	—	—	—	—	—
②－①＝	—	—	—	—	—

○利用者支援事業に関する過去2年間実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
利用人数	962人	496人	500人

○本事業は、平成27年度からこども未来課で所管していたものを、平成29年度からは健康づくり課で所管している。妊婦の健康保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで、安心して出産を迎えられるようにママサポ保健師による電話相談や、必要に応じた情報提供を行っている。

令和元年度見込は500人とした。以降は、電話相談の回数を増やすことで、相談件数の増を見込んでいる。

需要量と確保の方策【第2期計画】

人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	500人	550人	600人	310人	310人
②確保方策	500人	550人	600人	310人	310人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

② 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

事業概要

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行います。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策【第1期計画】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	4,594 人日	4,490 人日	4,600 人日	4,569 人日	4,533 人日
②確保方策	5,000 人日	5,000 人日	5,000 人日	5,000 人日	5,000 人日
②－①＝	406 人日	510 人日	400 人日	431 人日	467 人日

○地域子育て支援拠点事業に関する過去5年間実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
利用者数	5,830 人日	4,444 人日	3,906 人日	3,861 人日	4,858 人日

○令和元年度実績見込みを4,858人日と算出した。人口の減少はみられるものの、令和元年5月に駐車場を拡張したことで、利用増が見込まれ、令和元年度見込については、4,858人とした。

今回、確保方策を5,000人と見込み、以降、人口減に伴う量の見込みを設定したが、今後、5,000人を目標に周知・広報を行っていく。

また、子育てアンケートでの「子育て支援センターは部屋が狭い」や「もっと利用しやすいところにしてほしい」との意見があったことから、今後、利用者の方に利用しやすい環境での運営を検討していく。

需要量と確保の方策【第2期計画】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,000 人日	4,950 人日	4,900 人日	4,000 人日	4,000 人日
②確保方策	5,000 人日	5,000 人日	5,000 人日	5,000 人日	5,000 人日
②－①＝	0 人日	50 人日	100 人日	1,000 人日	1,000 人日

③ 妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

対象

妊婦

単位

人、回

需要量と確保の方策【第1期計画】

人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	189人	188人	186人	185人	184人
②確保方策	189人	188人	186人	185人	184人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

回数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,646回	2,632回	2,604回	2,590回	2,576回
②確保方策	2,646回	2,632回	2,604回	2,590回	2,576回
②－①＝	0回	0回	0回	0回	0回

○妊産婦健康診に関する過去3年間実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
対象数	164人	161人	158人	155人
利用枚数	1,816枚	1,713枚	1,753枚	1,695枚

○令和元年度実績見込みを155人、利用枚数を1,695枚とした。人口減少に伴い、出生数も減少している。令和2年度から令和6年度までの計画については、過去実績を基に算出した。

なお、利用枚数については、人数が14枚全て利用することを想定している。

需要量と確保の方策【第2期計画】

人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	150人	149人	148人	120人	120人
②確保方策	150人	149人	148人	120人	120人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

回数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,100 回	2,086 回	2,072 回	1,440 回	1,440 回
②確保方策	2,100 回	2,086 回	2,072 回	1,680 回	1,680 回
②－①＝	0 回	0 回	0 回	240 回	240 回

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を担当保健師が訪問し、子育ての様々な相談に応じ、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。

対象年齢

0歳児

単位

人/年

需要量と確保の方策【第1期計画】

人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	177 人	176 人	174 人	173 人	172 人
②確保方策	177 人	176 人	174 人	173 人	172 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

○乳児家庭全戸訪問事業に関する過去3年間実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
対象家庭数	155 人	124 人	123 人	153 人
実施数	150 人	120 人	122 人	153 人

○令和元年度実績見込みを153人。出生数の減に伴い対象者数も減少している。令和2年度から令和6年度までの計画については、今後突発的な特殊事情を想定しかねること、また、過去実績を基にして算出した。

需要量と確保の方策【第2期計画】

人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	153 人	152 人	151 人	120 人	120 人
②確保方策	153 人	152 人	151 人	120 人	120 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑤ 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、担当保健師が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うとともに、必要な機関への取次ぎや支援を行います。

対象

乳児家庭全戸訪問で、養育支援の必要が認められる家庭

単位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策【第 1 期計画】

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
②確保方策	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

○養育支援訪問事業に関する過去 3 年間実績

		28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度(見込)
養育支援訪問	訪問家庭数	30 戸	20 戸	23 戸	19 戸
	延べ訪問回数	30 回	20 回	23 回	19 回
要保護児童対策	登録児童数	71 人	78 人	82 人	76 人
	ケース会議	33 回	30 回	25 回	28 回
	実務者会議	4 回	4 回	3 回	3 回
	代表者会議	1 回	1 回	1 回	1 回

○第 1 期の計画では 10 人分を想定していたが、本市において要保護児童対策件数も横ばいであることから、令和 2 年度から 6 年度の量の見込みを前回計画と同様に 10 人とした。

需要量と確保の方策【第 2 期計画】

人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
②確保方策	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

事業概要

子育ての援助を依頼したい方と援助を提供したい方を会員として、相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

6ヵ月～9歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策【第1期計画】

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日
②確保方策	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※ 高学年は、ニーズ調査での需要は無いが、需要の実態があれば、確保方策を講じていく。

○ファミリー・サポート・センターに関する過去 4 年間実績

	提供会員	依頼会員	両方会員	会員合計	活動件数(見込)
27年度	29 人	37 人	11 人	77 人	60 件
28 年度	29 人	42 人	7 人	78 人	80 件
29 年度	24 人	34 人	7 人	65 人	103 件
30 年度	26 人	36 人	9 人	71 人	124 件
元年度	18 人	29 人	9 人	56 人	97 件

○令和元年度見込が 97 件。人口の減に伴い、提供会員及び依頼会員も減少傾向である。

今後も人口減が続くことが想定されるが、提供会員の会員登録数を減少させないよう継続した周知広報を行うこととし令和2年度から令和6年度の量の見込みを 100 人日(件)とする。

需要量と確保の方策【第2期計画】

低学年	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
②確保方策	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

高学年	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※ 高学年は、ニーズ調査での需要は無いが、需要の実態があれば、確保方策を講じていく。

⑦ 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)1号認定

事業概要

通常の利用時間以外に幼稚園や認定こども園で在園児の預かり保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策【第 1 期計画】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	26,516 人日	25,513 人日	24,749 人日	25,130 人日	24,557 人日
②確保方策	26,516 人日	25,513 人日	24,749 人日	25,130 人日	24,557 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※ 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)1号認定の量の見込みは、「1 号認定」と「2号認定で幼稚園希望」の量の見込みを合計した値です。

○一時預かり事業に関する過去 4 年間実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込)
幼稚園	971 人日	984 人日	930 人日	542 人日	857 人日
こども園	255 人日	153 人日	178 人日	61 人日	161 人日
人数	1,226 人日	1,137 人日	1,108 人日	603 人日	1,018 人日

需要量と確保の方策【第 2 期計画】

人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,020 人日	1,000 人日	980 人日	1,160 人日	920 人日
②確保方策	1,020 人日	1,000 人日	980 人日	1,160 人日	920 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(参考)幼稚園及びこども園定員

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元 年 度 (2 / 1)
幼稚園	1,140	1,140	1,140	1,060	1,060
こども園	40	40	40	40	60
計	1,180	1,180	1,180	1,100	1,120

⑧ 一時預かり事業(一般型)

事業概要

急な通院や児童(兄弟)の園行事・学校行事の付き添い等で、一時的に家庭での保育が困難になった場合、児童を一時的に預かる。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策【第1期計画】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	4,277 人日	4,148 人日	4,136 人日	4,151 人日	4,088 人日
②確保方策	4,277 人日	4,148 人日	4,136 人日	4,151 人日	4,088 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※ 現在、一時預かり施設は無いため、ファミリー・サポートで対応。

〇一時預かり事業(一般型)に関する過去3年間実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
利用人数	— 人日	— 人日	— 人日	141 人日

〇令和元年度見込を141人日とした。令和元年度よりColorへ事業委託し、事業実施している。

また本事業は年度途中から本格稼働していることから、通年ベースで算出した場合240人となる。

令和3年度以降も特段の特殊要因がないこと、自然減による人口減を勘案し次のとおりとした。

需要量と確保の方策【第2期計画】

人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	240 人	236 人	232 人	140 人	140 人
②確保方策	240 人	236 人	232 人	140 人	140 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※現在、一時保育事業「いろいろ」で事業実施している。

⑨ 時間外保育事業(延長保育)

事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に保育園や認定こども園で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人/年間

需要量と確保の方策【第1期計画】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	313 人	304 人	303 人	304 人	299 人
②確保方策	313 人	304 人	303 人	304 人	299 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

○延長保育に関する過去 3 年間実績

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込)
505 人	423 人	393 人	394 人	400 人

○令和元年度見込を 400 人とした。人口が減少するも、利用実績はほぼ横ばいの傾向にある。

今後も人口減が想定されるが、延長保育のニーズは高いことから、令和2年度から6年度までの量の見込みを 400 人で算出した。

需要量と確保の方策【第2期計画】

低学年	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	400 人	400 人	400 人	550 人	520 人
②確保方策	400 人	400 人	400 人	550 人	520 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑩病後児保育事業

事業概要

病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行います。

対象年齢

0歳児～5歳児、1年生～6年生

単位

人日/年間

需要量と確保の方策【第1期計画】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	120人日	116人日	116人日	116人日	115人日
②確保方策	120人日	116人日	116人日	116人日	115人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

○病後児保育事業に関する過去3年間実績

	登録者実績	利用実績
28年度	0人	0日
29年度	7人	6日
30年度	11人	2日
令和元年度	(1/末)4人	(1/末)0日

○本事業は平成29年3月30日に事業開始したことから、28年度実績は0人である。

29、30年度ともに市内各園へのチラシ配布や、広報紙、HP等への掲載等広報に努めたが、本計画の見込み量より大幅に下回っている。

また、子育てアンケートにおいて「手続き等が多くて複雑」との意見があった。今後、利用者が病後児保育室をより利用しやすいよう、手続き等について検討していく。

前回の計画では、1か月で10人の利用を想定し、年間120人で見込み、以降減少を想定していたが、今回の計画は過去2年間の実績を勘案し、今後、各方面での周知広報を実施することとすつも、令和2年度からの量の見込みを年間20人日とした。

需要量と確保の方策【第2期計画】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20人日	20人日	20人日	10人日	10人日
②確保方策	20人日	20人日	20人日	10人日	10人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑪ 放課後児童健全育成事業(学童保育)

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保育することができない小学生の保育を行う。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人/年間

需要量と確保の方策【第1期計画】

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	346 人	335 人	326 人	310 人	299 人
②確保方策	346 人	335 人	326 人	310 人	299 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	64 人	75 人	84 人	100 人	111 人
②確保方策	64 人	75 人	84 人	100 人	111 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

○放課後児童健全育成事業(学童保育)に関する過去4年間実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込)
低学年	237 人	292 人	223 人	242 人	253 件
高学年	106 人	125 人	73 人	84 人	82 件
合 計	343 人	417 人	296 人	326 人	335 件

○令和元年度見込を 335 人とした。保護者の就労により過去 4 年間の実績も増減している。

ここでの「低学年」とは小学 1 年～4 年生までを、また「高学年」とは小学 5、6 年生をいう。

子育てアンケートでも、学童利用の保護者ニーズは高いことから、人口減の影響はないことが想定される。よって令和 2 年度から 6 年度までの量の見込みを次のとおり算出した。

需要量と確保の方策【第2期計画】

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	270 人	285 人	300 人	230 人	220 人
②確保方策	270 人	285 人	300 人	230 人	220 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人
②確保方策	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※15学童(定員合計468人)



（２）地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための 11 事業の基本的な方向を示します。

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等が教育保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

本事業については、少子化や就労形態の多様化に対応し、いつでも気軽に相談ができる体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係課との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

子育てアンケートでは「子育て支援センターは部屋が狭い」、「もっと出張型にしてほしい」や「もっと利用しやすいところにしてほしい」との意見があったことから、今後、利用者の方に利用しやすい環境整備に努めます。

③妊婦健康診査

妊婦健康診査については、今後も母子保健の観点からもっとも重要な事業であり、ニーズに対する継続した取り組みに努めます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策として、高梁市子育て世代包括支援センター事業（たかはし版ネウボウ）を実施しています。妊娠・出産・子育て期の様々な不安や疑問に対する総合窓口で、ニーズに合わせた切れ目ないサポートに努めていますが、本事業では、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

また、産後うつ予防（新生児への虐待予防）と産後の初期段階における母子に対する支援を支援体制を充実させる目的で産婦健康診査も実施していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

本事業は、乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後とも子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。また、「育児の孤立化」や「虐待」を防ぐために必要に応じた継続支援を行っていきます。

⑤養育支援訪問事業

本事業は、養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後とも、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組むとともに、「高梁市子どもを守る地域ネットワーク」の機能強化を図るための取組に対する支援を行う「その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業」の充実も併せて行います。また、本事業もたかはし版ネウボラの事業の一環です。

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育てアンケートでは、依頼会員の「利用したい」というニーズがあるものの、「地域に提供会員がいない」といったケースがあることから、今後本事業について、継続的なPRを行う等、会員の掘り起こしに努めます。

⑦一時預かり事業（幼稚園型）

本事業については、幼稚園児を対象とした預かり保育を実施しています。年々、幼稚園ニーズは減少傾向ではあるものの、家庭において保育を受けることが一時的に困難なケースも出てくることから、需要に対応できるよう引き続き事業実施に努めます。

⑧一時預かり事業（一般型）

本事業については、保護者が日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、家庭での保育が困難となった場合、一時的に保育していますが、令和元年度から民間委託による事業実施をしています。今後は市が実施する定期健診などでのチラシ配布により制度周知を行う等、利用促進に繋がられるよう周知・広報を実施していきます。

⑨時間外保育事業（延長保育）

本事業は、保護者の就業形態の多様化に伴い、保育ニーズも多様化されていることから、さらなる時間延長の可能性、設備等整備や人材の確保等についての課題の整理を通して、具体的な取組について事業者等との調整を図ります。

⑩病後児保育事業

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、必要な保護者も確実にいる一方、病気の子どもを保護者が見ることのできる子育て環境も必要です。

平成29年3月に開所しましたが、利用実績については、平成29年度は6日、30年度は2日の利用でした。「手続き等が多くて複雑」との意見もあることから、今後、市民の皆さんが病後児保育室をより利用しやすくするため、手続き等について検討していきます。

⑪放課後児童健全育成事業(学童保育)

放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、引き続き、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを引き続き推進していきます。

「支援員の離職防止」「支援員の確保」を目的に、学童保育支援員の処遇改善を行い、学童運営のベースを整えることで、子ども達が安心して過ごせる居場所づくりを目指します。

また、各学童保育への巡回支援を行うための巡回アドバイザーを配置し、各学童保育が抱えている課題に対する対応や子どもの主体的な活動を促すための助言・指導等を行います。

子育てアンケートでは、「利用時間の延長」に対する意見がありました。現在は、平日の終業時間を「午後6時」としていますが、保護者の終業時間では送迎が困難なケースもあることから、幅広い受け皿が可能な「保護者会」や「民間業者」への運営委託を検討していきます。

4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが必要です。

本市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援ネットワークを活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化を図っていきます。

また、児童虐待における相談についても複雑化・多様化していることから相談受付体制を強化するため、令和3年度を目途に「子ども家庭総合支援拠点」設置を目指します。

①相談体制づくりや関係機関との連携強化

本市における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、地域の関係機関の連携および情報収集・共有により支援を行う「高梁市子どもを守る地域ネットワーク」の取組の強化に努めます。

また、「高梁市子どもを守る地域ネットワーク」の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等のため、専門性を有する職員の配置や講習会等への参加等を通じた本市の体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求めるなど、県との連携強化を図ります。



②発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや特定妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、保健師等が訪問する養育支援家庭訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、市内の児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の強化を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、主任児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等との連携を図ります。

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭に対し、生活支援のほか、児童扶養手当、医療費助成、遺児年金等、さらには資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

（３）障害児施策の充実

障害のある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障害児に対する理解を深めることが必要です。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、教育保育施設への訪問支援を通して地域の障害児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、発達障害を含む障害のある子どもについては、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの障害の状態や特性に応じた適切な支援に努めます。

併せて、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

とくに、発達障害については、適切な情報の周知のほか、家族が適切な子育てができるための家族への支援を行うなど支援体制の充実に努めます。

さらに、幼稚園、保育園、認定こども園等の教育保育施設あるいは地域型保育事業、学童保育等で、関係機関との連携を通して障害児の受入れを推進します。

5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

仕事を持つ母親が増加する中、子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、父親が子育てに参加するとともに、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む企業や民間団体等と密接に連携し、次のような取組の推進に努めます。

（１）ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

男女が共に社会参加しながら、子育てができる社会の実現のため、様々な機会を活用して広報や啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を推進します。

（２）事業主の取組の促進

「パパ・ママ・子育て応援企業」の登録拡大を図るとともに、子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業や民間団体等の取組事例の情報収集及び提供を行います。

育児休業や再就職など子育てを積極的に応援する企業へ、市独自の奨励金を交付することで事業主の取り組みを促進します。

6 子ども・若者の成長を応援する取組の推進

未来を担うすべての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を有する子ども・若者がその置かれている状況を克服することができる支援が求められています。

子ども・若者育成支援に関する施策は、保健、医療、福祉、教育をはじめとしたあらゆる分野にわたることから、関係する地方公共団体や民間団体等で密接に連携して、次のような取組の推進に努めます。

（１）子ども・若者が生きていく力を身につけるための取組

良好な家庭環境の確保や基本的な生活習慣の形成など、子ども・若者が成長・発達する基礎づくりを支援します。

（２）困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組

ニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を営む上での困難や、障害、虐待など、それぞれに必要な支援を行っていきます。

（３）地域における多様な担い手の育成

地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支援します。

7 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、庁内関係部署間の密接な連携を図りながら、国や県とも連携して計画を推進して行きます。

また、市域を超えた教育保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用希望も想定し、近接する自治体とも連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う幼稚園、保育園、認定こども園は、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携を支援するとともに、実施主体相互の密接な連携を支援します。

また、保育を利用する子どもが、小学校就学後に円滑な学童保育が利用できるよう、相互の連携に努めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「高梁市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

併せて、事業計画においては、本市の現状や事業実績を踏まえ、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。



資料編

1. 高梁市子ども・子育て会議条例

高梁市条例第39号

(平成25年10月1日制定)

高梁市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、高梁市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 教育・保育分野の関係者
- (3) 子育て当事者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 前各号の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子ども課において処理する。

(報酬等)

第8条 委員に対して支給する報酬等の額は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年高梁市条例第35号）による。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 高梁市子ども・子育て会議委員名簿

番号	種別	団体(所属)	氏名	備考
1	子ども・子育て支援 に関し学識経験の ある者	高梁医師会	生田 夏実	副会長
2	〃	吉備国際大学	藤井 伊津子	
3	〃	主任児童委員	上田 治美	
4	教育・保育分野の 関係者	小学校	西村 肇	
5	〃	幼稚園・保育園・こども園	田中 智子	
6	〃	保育園	安原 幹人	会 長
7	〃	NPO 法人 color	川上 路代	
8	子育て当事者	就学前	川上 幸子	
9	〃	幼稚園・保育園・こども園	大川 真弓	
10	〃	小学校	藤井 祥生	
11	その他	学童保育	芳賀 妙子	
12	〃	パパ・ママ・子育て応援企業	山本 留里子	

3. 子育て支援相談窓口

番号	相談窓口	お問い合わせ・相談先	備考
1	育児相談	健康づくり課まちの保健係 Tel21-0228 又は各地域局	◇ 保健師・栄養士・助産師による育児に関する相談を、定期的に子育て支援センター及び保健センター等で行っています。また、電話・面接相談は随時行っています。
2	家庭児童相談	こども未来課 支援係 Tel21-0288	◇ 市の家庭児童相談員が、18歳未満の子どもの発達や養育、家庭環境など、子どもに関する相談に応じています。また必要があれば、より専門的な機関等に紹介します。
3	ひとり親家庭 (母子・父子等) 相談	こども未来課 支援係 Tel21-0288	◇ 市の母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者の方からの、子育てや家庭の問題、就業、経済的な問題など、さまざまな相談に応じています。また必要があれば、より専門的な機関等に紹介します。
4	児童虐待相談	こども未来課 支援係 Tel21-0288	◇ 児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した方、子育てが大変でイライラしてつい子どもに手が出てしまうという方など、幅広く相談に応じています。また必要があれば、より専門的な機関等に紹介します。
5	なやみ 相談電話	教育委員会学校教育課内 Tel22-7867	◇ 学校生活、家庭生活又は社会生活において悩みを持つ小学生、中学生やその保護者の方の相談に応じています。
6	就学相談	教育委員会学校教育課指導係 Tel21-1509	◇ 発育・発達の遅れや障害等により小学校、中学校への就学についての悩みを持つ保護者の方の相談に応じています。
7	教育支援ネットワーク室	教育委員会学校教育課指導係 Tel21-1509 教育支援ネットワーク室 Tel22-7007	◇ 保護者の相談窓口として、子育てに関する心配事・悩みを気軽に相談できる場です。不登校(傾向)の児童・生徒を対象とした体験活動を行っています。
8	高梁市青少年 育成センター	教育委員会社会教育課内 Tel21-1513	◇ 青少年の健全育成を図ることを目的に、主に子ども、保護者を対象に、子どもに関する問題や悩み全般について相談に応じています。
9	子どもの心とからだの総合相談	備北保健所 Tel21-2835	◇ 子どもの発達上の様々な問題について、専門医などが相談に応じている岡山県備北保健所の定例相談です。
10	倉敷児童相談所高梁分室	倉敷児童相談所高梁分室 Tel21-2833 ※相談日以外の相談先 倉敷児童相談所 Tel086-421-0991	◇ 養育問題や児童の非行、心身障害など、児童福祉に関することについての相談に応じている岡山県の機関になります。必要に応じて専門的な調査や判定を行い、指導や児童福祉施設への入所措置を行っています。

番号	相談窓口	お問い合わせ・相談先	備考
11	障害に関する相談	たかはし障害者総合相談センター TEL22-9800 福祉課 障害福祉係 TEL21-0284	◇ 高梁市には、次のような子どもを対象とした相談支援事業所があります。(相談支援事業所とは、障害者総合支援法に基づき設置された障害者や家族からの様々な相談を受けて対応していくところです。) ・相談支援センターさくら(高梁市高倉町大瀬八長1656番地1) TEL56-3946 ・発達・相談支援センターつむぎ(高梁市横町1072番地1) TEL56-0010 ◇発達障害児(者)への支援を総合的に行う発達障害者支援センターには、次があります。 ・たかはし発達障害者支援センター(高梁市高倉町大瀬八長1656番地1) TEL56-3946 ◇高梁市では、たかはし障害者総合相談センターにおいて障害者・児に関するあらゆる相談に対応しています。障害者に関わる相談については市役所福祉課で受け付けます。
12	岡山県青少年総合相談センター	・総合相談窓口 TEL086-224-7110 ・教育相談 TEL086-221-7490 ・進路相談 TEL086-224-1121 ・子どもほっとライン TEL086-235-8639 ・すこやか育児テレホン TEL086-235-8839 ・ヤングテレホン・いじめ110番 TEL086-231-3741	◇ 「総合相談窓口」、「教育相談」、「進路相談」、「子どもほっとライン」、「すこやか育児テレホン」、「ヤングテレホン・いじめ110番」の6つの相談窓口が集まった総合相談センターです。(相談日(時間)は電話相談のものです。面接相談については、電話でご確認ください。)
13	吉備国際大学心理相談室	吉備国際大学 心理相談室事務局 TEL22-9033	◇ 学校(不登校、いじめ、友人関係、学業不振など)や発達(ことばや知恵の遅れ、育てにくさなど)のほか、対人関係、子育ての悩み、虐待、夜尿症、家庭内暴力など、乳幼児からお年寄りまで、さまざまなご相談を受けています。
14	地域の相談員	福祉課生活福祉係 TEL21-0266	◇ 民生・児童委員 … 地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談に応じます。 ◇ 主任児童委員 … 民生委員・児童委員の中から児童福祉に関することを専門に活動しています。
	地域の相談員	市民課 市民協働係 TEL21-0254	◇ 人権擁護委員 … 人権に関するさまざまな相談に応じます。

高梁市子ども・子育て支援事業計画

令和2(2020)年3月

令和5(2023)年1月一部変更

発 行 岡山県高梁市 健康福祉部 こども未来課
〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043 番地

電 話 (0866)21-0288

F A X (0866)23-1433

E-mail kodomo@city.takahashi.lg.jp